

**XIV. イタリア共和国
(Republic of Italy)**

<目次 ～イタリア～>

第1章 金融制度概要	2
1. 金融機関の種類	2
(1) 商業銀行 (banks established as S.p.A, banche S.p.A.)	5
(2) 庶民銀行 (mutual banks, banche popolari)	5
(3) 信用協同組合銀行 (cooperative banks, banche di credito cooperativo)	6
(4) 預託貸付公庫 (Cassa Depositi e Prestiti, CDP)	7
(5) 協同組織金融機関 (banche di credito cooperative, BCCs) 改革	7
2. 監督官庁と指導体制	9
3. イタリアの金融制度の特徴	11
(1) 地域 (コミュニティ) 金融政策	11
(2) 銀行の規制緩和と銀行財団	12
4. 預金保険制度の枠組み	14
第2章 郵便貯金の概要	16
1. 設立目的・沿革概要	16
2. 経営形態	19
3. 金融サービス提供の形態	21
(1) 郵便事業会社、郵便局運営会社との受委託関係	21
(2) 直営店、委託店における金融サービスの提供状況	21
(3) ポステ・イタリアーネの経営状況	22
(4) 店舗・ATM 配置戦略	22
(5) DXの推進	24
4. 預金業務概要	26
5. 口座維持手数料等の導入状況	28
6. リスク性金融商品概要	28
7. 貸付業務概要	29
8. 金融包摂への取組み	29
9. 送金・決済業務概要 (キャッシュレス決済、モバイル決済等)	30
10. インターネットバンキング	31
11. 国際業務概要	31
12. 付随業務概要	31
13. 資金運用 (ESG 投資関連を含む)	32
14. 窓口取扱時間	32
15. 他行、地域金融機関等との協業ビジネスの展開	32
16. 財務諸表	33
第3章 民間リテール金融機関の概要	37
インテザー・サンパオロ (Intesa Sanpaolo)	37
(1) 総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア	38
(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状	39
(3) 提供商品	39
(4) 子会社、関連会社への出資状況	39
(5) ESG投資	39

(6) TCFD 提言への対応	40
第 4 章 最近の金融動向と今後の展望	41
1. 金融ビジネスにおける DX、フィンテック、キャッシュレスの動向	41
(1) フィンテックの動向	41
(2) キャッシュレス化の状況	42
(3) モバイル決済の動向	45
(4) リテール決済に関する法規制の状況	46
(5) 顧客データを活用したビジネス動向	47
(6) リテール金融機関の顧客接点における DX	48
(7) インターネット専門銀行	48
(8) デジタル通貨導入に向けた動き	49
(9) IT 人材の育成・活用状況	50
(10) 生成 AI の活用状況	51
2. 郵便局金融を含めた金融包摂	51
(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策	51
(2) 金融包摂政策	53
(3) 学校・職域での金融教育と金融包摂	55
(4) 政策評価と方向性	56
(5) 高齢化対策	57

＜略語集＞

略語	原語(英語, イタリア語)	日本語訳
ACRI	Association of Banking Foundations and Saving Banks, Associazione di Fondazioni e Casse di Risparmio SpA	銀行財団・貯蓄銀行協会
BancoPosta RFC	BancoPosta Ring-fenced Capital	バンク・ポスタ RFC
BCCs	banche di credito coopefrativo	協同組織金融機関
BPM 銀行	Banco BPM	BPM 銀行
BRRD	Bank Recovery and Resolution Directive	銀行再建及び破綻処理に関する指令
CDP	Cassa Depositi e Prestiti	預託貸付公庫
Confidi	consorzi di garanzia collettiva dei fidi	コンフィディ
Consob	The Italian Companies and Stock Exchange Commission, Commissione Nazionale per le Società e la Borsa	国家証券委員会
DGS	Deposit Guarantee Scheme	預金保険制度
DGSD	Deposit Guarantee Scheme Directive, 2014/49/EU	預金保険制度指令
DIF	Deposit Insurance Fund	預金保険基金
EBA	European Banking Authority	欧州銀行監督機構
EBF	European Banking Federation	欧州銀行連盟
EC	European Committee	欧州委員会
ECB	European Central Bank	欧州中央銀行
EDIS	European Deposit Insurance Scheme	欧州預金保険制度
EIF	European Investment Fund	欧州投資基金
FITD	Interbank Deposit Guarantee Fund Fondo Interbancario di Tutela dei Depositi	銀行間預金保険
IFRS	International Financial Reporting Standards	国際会計基準
IRI	Institute for Industrial Restructuring	産業再興会社
IVASS	Insurance Supervisory Authority Istituto per la Vigilanza sulle Assicurazioni	保険監督機構
MEF	Ministry for the Economy and Finance Ministero dell'Economia e delle Finanze	経済財務省
MPS 銀行	Banca Monte dei Paschi di Siena	モンテ・デイ・パスキ・デイ・シエナ銀行
NFRB	National Federation of Rural Banks	全国農村銀行連合会
RBs	rural banks, cassa rurale	農村銀行
SRB	Single Resolution Board	単一破綻処理委員会
SRF	Single Resolution Fund	単一破綻処理基金
SRM	Single Resolution Mechanism	単一破綻処理メカニズム
SSM	Single Supervisory Mechanism	単一監督メカニズム

為替レート：ユーロ。1ドル=0.86ユーロ、1ユーロ=183.76円（2026/3/11）

第1章 金融制度概要

イタリアの金融機関（銀行）は、1936年の銀行法（Royal Law Decree 375/1936, Banking Act）を改正し、1993年に成立した統合銀行法（政令第385/1993号）（Legislative Decree 385/1993, Consolidated Law on Banking, Testo Unico Bancario, TUB）により銀行の業態と業態ごとの業務及び監督制度等が定められている。

1. 金融機関の種類

統合銀行法（Consolidated Law on Banking）により、イタリアの銀行は①株式会社形態の商業銀行（banks established as società per azioni, banche S.p.A.）、②庶民銀行（mutual banks, banche popolari）、③信用協同組合銀行（cooperative banks, banche di credito cooperative）に分類され、更に④外国銀行の支店（branches of foreign banks）が加わる。このうち、庶民銀行及び信用協同組合銀行が「協同組織金融機関（banche di credito cooperative, BCCs）」に分類されるが、前者は都市部の中小企業を対象とする一方、後者は農村地域を基盤とし、地域主義・互助色が強い。業態別の銀行数、支店数は図表1の通り。

図表1: イタリアにおける銀行の業態分類（2024年12月末）

業態	銀行数 (シェア)	支店数 (シェア)	根拠法	特徴
商業銀行 Banks established as S.p.A, banche S.p.A.	110 (23.2%)	14,813 (75.4%)	統合 銀行法	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社形態 2大商業銀行グループのシェアが高い 法人・投資銀行部門に優位性を持つ
庶民銀行 Mutual banks, banche popolari	218 (46.0%)	4,094 (20.8%)	統合 銀行法	<ul style="list-style-type: none"> 都市部の中小企業が主要顧客 原則は組合員による一人一票制を採る協同組合。ただし総資産80億ユーロ以上の場合には株式会社化するか、その基準以下になるように減資する必要がある 広域自治体レベルの地方連盟に加え、全国組織（フェデルカッセ）・全国銀行（イックレア・バンク）を有する3層構造 信用協同組合銀行と違い、組合員以外との取引や営業地域に係る制限がない 協同組織金融機関グループ（株式会社）に加盟し協同組合として存続するか、加盟しない場合は株式会社に変更することになっている
信用協同組合銀行 Cooperative banks, banche di creditocooperativo	16 (3.4%)	631 (3.2%)	統合 銀行法	<ul style="list-style-type: none"> 協同組織金融機関として庶民銀行に準ずるが、組合員に全体の50%以上の信用を供与する制約や特定エリア内での営業規制がある 農家や小企業を主要顧客とし、1件当たりの融資額は小さい
外国銀行の支店 Branches of foreign ba nks	76 (16.0%)	117 (0.6%)	(本国法)	<ul style="list-style-type: none"> 専ら法人向けやニッチ市場に特化
合計	420 (100.0%)	19,655 (100.0%)		

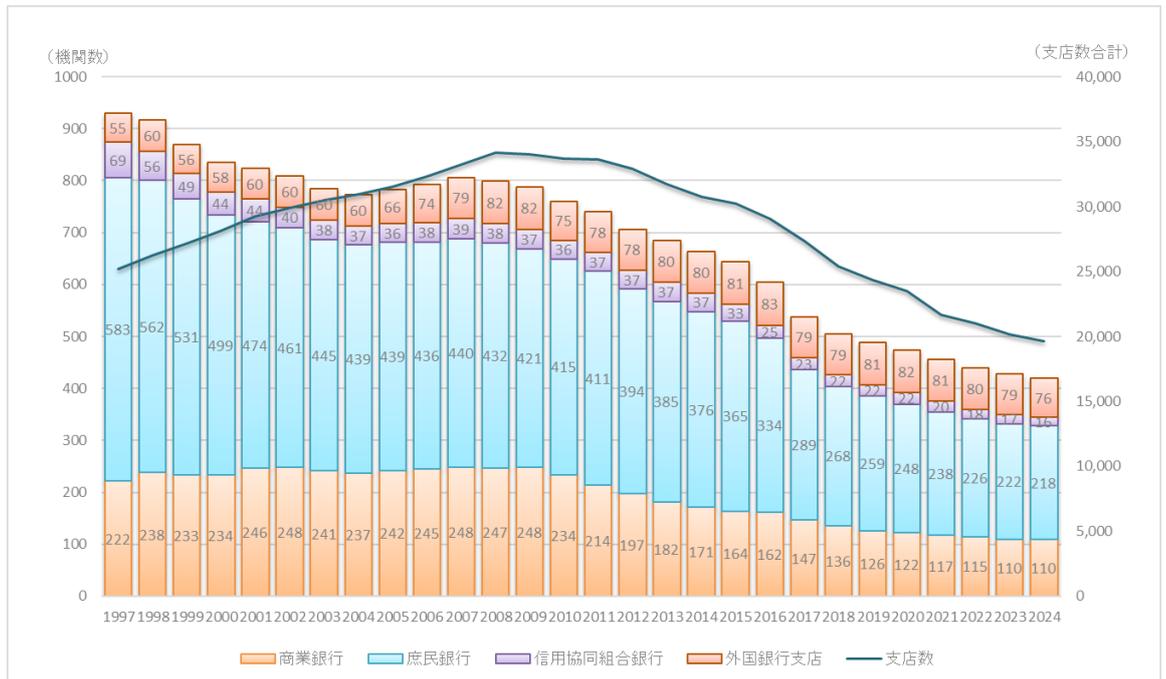
(注1) 信用協同組合銀行については、地方組織と全国組織を同一階層と見なして2層構造とする場合もある。

(出所) 農林中金総合研究所企画、齋藤百合子、重頭ユカリ著(2010)『欧州の協同組合銀行』日本経済評論社、重頭ユカリ(2007)「イタリアの信用協同組合銀行(BCCs)」『農林金融』2007年5月号¹、福井龍、中村研二、齋藤成人、八木由香(2005)「イタリアの地域金融と相互保証システム」『日本政策投資銀行地域レポート14』²、Economist Intelligence Unit “Italy” (2014年9月)をもとに作成
Banca d'Italia “Banks and financial institutions:branch network-year 2024”

¹ <http://www.nochuri.co.jp/report/association/1921.html>

² http://www.dbj.jp/reportshift/report/local_research/pdf/14.pdf

図表 2: 銀行の業態別機関数と合計支店数の推移 (各年 12 月末)

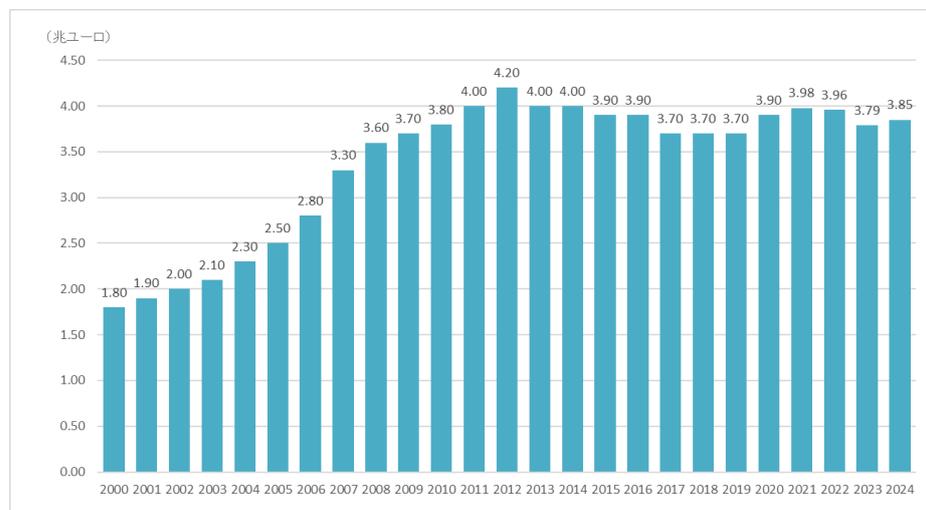


(出所) Banca d'Italia "Banks and financial institutions:branch network"

イタリア銀行によれば、各業態の合計支店数は、2008年12月末の34,139をピークに減少へと転じている。2024年12月末の合計支店数は19,655あるが、商業銀行が14,813（構成比75.4%）と8割弱を占め、庶民銀行が4,094（同20.8%）、信用協同組合銀行が631（同3.2%）、外国銀行支店が117（同0.6%）となっている。

銀行業界全体の総資産は、2000年12月末の1.8兆ユーロから2012年12月末の4.2兆ユーロへと増加したが、その後は減少傾向に転じ2018年12月末には3.7兆ユーロまで減少した。なお、2019年以降は不良債権処理が一服しつつあることなどから回復基調にあったが、2024年12月末は3.85兆ユーロと横ばいで推移している。

図表 3: イタリア国内銀行の総資産の推移

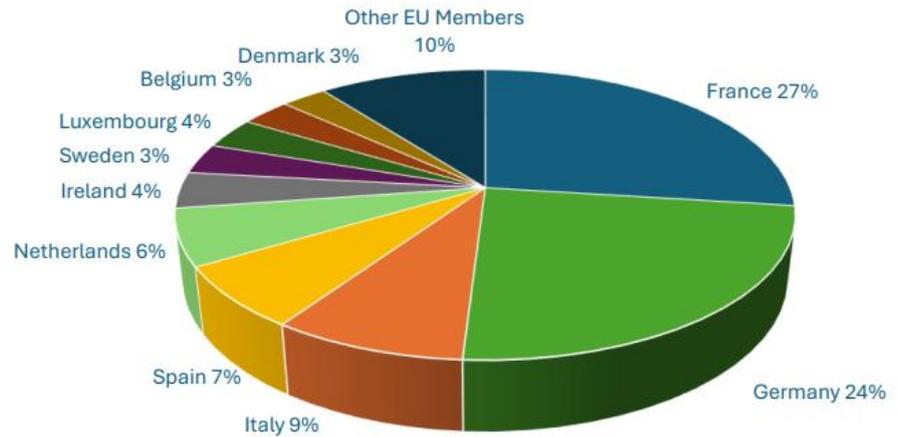


(注) 総資産額は各年末時点。

(出所) Bank of Italy - Statistical Database

なお、欧州銀行連盟（European Banking Federation, EBF）によれば、イタリアの銀行業界の総資産規模は、ユーロ圏 19 カ国ではフランス、ドイツに次ぐ第 3 位で、ユーロ圏全体の銀行総資産 45.1 兆ユーロの 9% を占めている（2024 年 12 月末）³。

図表 4: ユーロ圏における銀行総資産のシェア



(出所) European Banking Federation “Facts and Figures 2025” (p.18)

2024 年 12 月末における国内銀行グループの総資産（連結）上位 5 行は以下のとおりである。

図表 5: 総資産上位 5 行（2024 年 12 月末、連結）

銀行名	総資産	業態
インテザー・サンパオロ（Intesa Sanpaolo）グループ	9,333 億ユーロ ⁴	商業銀行
ユニクレディト（UniCredit）	7,840 億ユーロ ⁵	商業銀行
バンコ BPM（Banco BPM）	1,982 億ユーロ ⁶	庶民銀行
BPER Banca	1,406 億ユーロ ⁷	商業銀行
モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ銀行グループ (Banca Monte dei Paschi di Siena, MPS 銀行)	1,226 億ユーロ ⁸	商業銀行

³ European Banking Federation “Facts and Figures 2025” (p.18)
<https://www.ebf.eu/wp-content/uploads/2025/12/EBF-Fact-and-Figures-2025-18-December-2025.pdf>

⁴ Intesa Sanpaolo Annual Report 2024

⁵ UniCredit Annual Report 2024

⁶ FY2024 Financial Data-Banco BPM

⁷ <https://istituzionale.bper.it/investor-relations/bilanci-e-relazioni>

⁸ Banca Monte dei Paschi di Siena Financial Data 2024

(1) 商業銀行 (banks established as S.p.A, banche S.p.A.)

商業銀行は、統合銀行法 (Consolidated Law on Banking) により株式会社 (società per azioni, S.p.A.) として設立された銀行で、法人・投資部門に強みを持つ。中央銀行によれば、**2024** 年 12 月末時点で国内には **110** の商業銀行が存在しており、そのうち**2**大銀行グループとされるインテザ・サンパオロ (Intesa Sanpaolo) が **2,971** 支店⁹、ユニクレディト (UniCredit) が **1,943** 支店¹⁰を国内に展開している (国内銀行子会社を含む)。**2** 行の国内支店数計は **4,914** と、商業銀行の国内支店数の **33.2%**を占めている。

第 5 位のモンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ銀行 (Banca Monte dei Paschi di Siena, MPS 銀行) グループは、現在のイタリア中部に存在したシエナ共和国 (the Republic of Siena) 領内に 1472 年に設立された金融機関を母体とする現存する世界最古の銀行である。

(2) 庶民銀行 (mutual banks, banche popolari)

庶民銀行は統合銀行法 (Consolidated Law on Banking) 第 29 条から第 32 条の規定に基づき設立された銀行業態であり、①議決は一人一票 (第 30 条)、②個人の一人当たり出資額は株主資本総額の **0.5%**以上 **1%**以下 (第 30 条)、③株主数は **200** 人以上 (第 30 条)、④年間純利益の **10%**以上を法定準備金として積み立てる (第 32 条) といった制約が設けられている。庶民銀行は中小企業や個人が主要顧客であり、事業資金や住宅ローン、資産運用商品を提供している。信用協同組合銀行 (cooperative banks, banche di credito cooperative) とは異なり、組合員以外との取引に関する制約や営業地域に関する制限は課されていない。

なお、②一人当たり上限出資額に関しては、譲渡可能な証券へ投資する集団投資スキーム (投資信託等) は適用を除外されている¹¹。また **2012** 年 12 月の法律により、銀行財団 (banking foundations) は、庶民銀行の合併等により、庶民銀行への出資比率が上限の **1%**を超過する場合には、**3%**まで保有することができる¹²。

従来、庶民銀行の株式会社化は、組合員 (会員) によって決定された場合又は経営の安定のためイタリア銀行が他行との合併を承認した場合に可能であったが、**2015** 年 1 月に公布された統合銀行法の改正令 (Decree Law January 24, 2015, No. 3) において、総資産 (単体又は連結) が **80** 億ユーロを超える庶民銀行は商業銀行に転換されることが決定した。この基準に該当する庶民銀行については、**18** ヶ月以内に商業銀行化して「議決権一人一票」の制約を撤廃するか、総資産を **80** 億ユーロ以下に圧縮しなければならない¹³ (図表 5)。**2015** 年 10 月、UBI バンカが商業銀行に転換した初の銀行となった。

2024 年 12 月末時点で、国内に **218** の庶民銀行が **4,094** 支店を展開している¹⁴。そ

⁹ Intesa Sanpaolo “Bilanci 2023” p.27

¹⁰ リテール支店のみ。UniCredit “3Q25 Divisional Database “

¹¹ 統合銀行法第 30 条 3 項

¹² Bruno Cova, Patrizio Braccioni, Flavio Acerbi & Marc-Alexandre Courtejoie, “The Future of Italian Mutual Banks” <https://www.paulhastings.com/docs/default-source/PDFs/stay-current-the-future-of-italian-mutual-banks2.pdf>

¹³ Bruno Cova, Patrizio Braccioni, Flavio Acerbi & Marc-Alexandre Courtejoie, “The Future of Italian Mutual Banks”, <http://www.paulhastings.com/publications-items/details/?id=75e0e369-2334-6428-811c-ff00004cbded>
Eva Gutiérrez “The Reform of Italian Cooperative Banks: Discussion of Proposals” (IMF Working Paper, 2008 年 3 月), <https://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/2008/wp0874.pdf>

¹⁴ Banca d’Italia “Statistical database”

のうち株式会社として上場しているバンコ BPM (Banco BPM) が国内銀行総資産額で第3位に位置している (2024年12月末)。UBI バンカ (Union di Banche Italiane) は2020年8月5日以降インテザ・サンパオロ・グループの傘下となった。

(3) 信用協同組合銀行 (cooperative banks, banche di credito cooperativo)

信用協同組合銀行 (cooperative banks, banche di credito cooperativo) は、19世紀に設立された農村銀行 (rural banks, cassa rurale, RBs) 又は農村・手工業金庫 (casse rurali e artigiane) を源流とする。1882年から1883年にかけての農業危機 (agrarian crisis) を契機として、消費者や生産者の利益保護のため協同組合 (cooperatives) が組織された。ドイツの地方名望家フリードリヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン (Friedrich Wilhelm Raiffeisen) の影響を受け、1883年に北部ベネト州パドヴァ県ロレッジャ (Loreggia) において政治家・経済学者のレオン・ウォレンボルグ (Leon Wollemborg) と32人のメンバーにより初のRBsが設立された。

イタリアでは協同組合運動においてカトリック関係者が大きな役割を果たした。特に、当時のローマ教皇レオ13世 (Leo XIII) は、1892年の回勅 (encyclical letter : 全教会宛の公文書) 「レールム・ノヴァールム」 (Rerum Novarum) において、教会が貧困や労働問題等の社会問題に取り組むべきとの見解を示したことでカトリックの社会問題への関心が高まり、RBsの普及に貢献した。19世紀末には国内に900近くのRBsが存在し、そのうち775がカトリック関係者による設立であった。20世紀初頭にかけて、1909年に設立された全国農村銀行連合会 (National Federation of Rural Banks, NFRB) がRBsの組織化を進め、現在の全国組織フェデルカッセ (Federcasse) の前身となった。

1937年の銀行法の適用を受け、RBsはイタリア銀行の監督下に置かれた。大戦中は協同組合の管理者がファシスト党員に任命され、組合の影響力が党のプロパガンダに利用されたことで、組合員及び機関数の減少を招いた。戦後にイタリア共和国が成立すると、RBsは、イタリア憲法第45条により再組織され、1950年にはNFRBが再度設立された。NFRBは1975年までに地域レベルの連合組織化を完了した。またそれに先立つ1963年にはイックレア・バンク (ICCREA Banca) が設立されている。

1970-80年代にかけて農業従事者人口の減少を背景に、組合員資格等の見直し等を求める声が強まった。1993年の統合銀行法の成立を機に信用協同組合銀行 (BCCs) の名称が導入され、職業に拘らず一般住民も出資して組合員になれるようになった。同法の施行によって、商業銀行とBCCsの垣根は低くなったとされるが、その一方で相互主義、民主主義、地域主義 (localism) といった特性は保持されている¹⁵。

BCCsは、①議決は1人1票、②株主数は500人以上、③年間純利益の70%以上を法定準備金として積み立てる、④保有する株式の上限は10万ユーロといった制約が設けられている。また、融資の50%以上は組合員向けに行うことが義務付けられていること及び特定エリア内で営業することが求められていること等から、小規模な銀行が多い。また、農村や地方部の農家、アルチザン (artigian) と呼ばれる衣服や靴、家具等の事業に従事する従業員10人以下の企業や個人が主要顧客であり、金融サービスの提供が貯蓄商品や住宅ローン等の小規模な融資案件 (1件当たりの融資額は平均5万ユーロ程度) に限定されており、資産規模も小さい。

¹⁵ Ivana Catturani, Maria Lucia Stefani “Italian Credit Cooperative Banks”(Karafolas, Simeon (Ed.), “Credit Cooperative Institutions in European Countries” Springer, 2016)

(4) 預託貸付公庫 (Cassa Depositi e Prestiti, CDP)

預託貸付公庫 (Cassa Depositi e Prestiti, CDP) は 1850 年に政府によって設立された開発機関である。2016 年にはイタリア政府及び EU から国家開発機関 (national promotional institution, NPI) に認定され、仏独等の開発機関や欧州投資基金 (European Investment Fund, EIF) と協働して中小企業のファイナンスを支援するようになった¹⁶。

CDP は主に郵便貯金¹⁷ (郵便貯金口座 : postal passbook savings accounts (postal savings books) 及び郵便貯金債券 : postal savings bonds (利付郵便貯金証書 : interest-bearing postal certificates)) として集められた資金を国・地方自治体やインフラ等の開発資金として公的部門及び民間企業に融資している¹⁸。また、CDP は 2015 年から個人向け債券 (retail bonds) を発行している。個人向け債券は、銀行の窓口で特定の期間のみ販売され、政府保証が付かない点が郵便貯金商品と異なるが、2023 年 11 月の発行時には 35 億ユーロ超の需要があったことから、今後も継続的な発行が計画されている。なお、郵便貯金商品 (郵便貯金口座 + 郵便貯金債券) の発行残高は 2,685 億ユーロである¹⁹ (2024 年 12 月末)。

CDP は 2003 年 12 月 12 日に株式会社化された。2024 年 12 月末時点で株式の 82.77%を経済財務省 (Ministry of Economy and Finance, Ministero dell'Economia e delle Finanze, MEF) が、15.93%を合計 62 の銀行財団 (Bank Foundations) が保有しており、また 1.3%が自社株 (treasury shares) である²⁰。

(5) 協同組織金融機関 (banche di credito cooperative, BCCs) 改革

庶民銀行 (除く株式会社形態) ならびに信用協同組合銀行を合わせた、いわゆる協同組織金融機関 (banche di credito cooperative, BCCs) は、全国に幅広いネットワークを持つ。各 BCC の技術的な支援・監査・調整を行うのは全国 15 の地方連盟 (regional federations) であり、地方連盟はフェデルカッセ (Federcasse) と呼ばれる全国連合会組織に加盟している。フェデルカッセは 1950 年に創設され、BCCs 全体の戦略決定、イタリア銀行との調整、システム開発、BCCs の監査、労組との交渉、渉外、法務・税務の技術支援、調査・統計等の管理業務を行っている。また、BCCs の流動性管理、決済、証券仲介、保険商品やリース商品の提供等、財務機能の補完をする BCCs の「全国銀行」として、1963 年に設立されたイックレア・バンク (ICCREA Banca) がある。1995 年にはイックレア・バンクの持株会社としてイックレア・ホールディング (ICCREA Holding) が創設され、その子会社にリース会社、投資信託会社、保険会社等を有する。

銀行の不良債権や信用不安が問題視されているイタリアでは、小規模行を中心とする BCCs のシステムの脆弱性が指摘されており、政府で 1 年以上にわたり脆弱性克服に向けた改革が議論されてきた。

¹⁶ 欧州投資基金, "2016 Annual Report", https://www.eif.org/news_centre/publications/eif_annual_report_2016.pdf

¹⁷ ポステ・イタリアーネにおける郵便貯金口座 (postal savings books)、利付郵便貯金証書 (interest-bearing postal certificates) は、CDP では郵便貯金口座 (postal passbook savings accounts)、郵便貯金債券 (postal savings bonds) と称されている。本文中の表記は原則としてポステ・イタリアーネの表記に基づくものとするが、CDP の商品としての記述の場合は、両方の名称を併記した。

¹⁸ 民間企業への融資対象分野については、経済財務省 (MEF) が法令法により定める (CDP "Articles of Association" Article 3 1 (A2) i.)。 https://www.cdp.it/sitointernet/en/statuto_cdp.page

¹⁹ Poste Italiane Annual Report 2024, p.761

²⁰ https://www.cdp.it/sitointernet/it/cdp_chi_siamo.page

2016年2月10日、BCCsの重要な改革に係る政令（Decree 18/2016、2016年4月に法律化）が発出され²¹、同法により BCCs は①一つの協同組織金融機関グループ（cooperative banking group）に加盟するか又は株式会社となること、②協同組織金融機関グループの親会社は資本金 10 億ユーロを所有し、イタリア銀行（Banca d'Italia）の許可を得ること、③グループのガバナンスは、いわゆる「団結契約」（cohesion contracts）により規制されることが定められ、更に④BCCs の資本充実化に向けた改革措置が導入された（図表 6）。

同法の施行を受けて、BCCs の中央機関的位置づけであったイックレア・バンク（ICCREA Banca）のほか、イタリア北東部を地盤とするカッサセントラル・バンク（Cassa Centrale Banca）、イタリア北部南チロル地方を地盤とするカッサセントラルライフアイゼン・バンク（Cassa Centrale Raiffeisen）が協同組織金融機関グループの創設を申請、278 の独立した BCCs が 3 つのグループに集約されることになった²²。2020年5月時点で、136 の BCCs が ICCREA Banca グループ、79 の BCCs が Cassa Centrale Banca グループ、そして 39 の BCCs が Cassa Centrale Raiffeisen グループに属している²³。協同組織金融機関改革によって、銀行業界全体でも 59 の金融グループと 90 の独立銀行に集約された²⁴（2020年末時点。改革前の 2015年末時点では 75 の金融グループと 424 の独立銀行が存在²⁵）。

なお、総資産 80 億ユーロを超える 10 大庶民銀行のうち、上位 2 行（Banco Popolare, Banca Popolare di Milano）は 2017年1月1日、株式会社化と同時に合併し、総資産第 3 位の巨大銀行グループ Banco BPM が誕生した。

²¹ Patrizio Messina, Gianrico Giannesi, Raul Rizzozi, Madeleine Horrocks, Emanuela Molinaro and Annalisa Dentoni-Litta “Reform of Italian Cooperative Credit Banks”(Orrick, Herrington & Sutcliffe LLP, Lexology), February 2016 <http://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=33f91f17-d272-471a-b1ef-e56d7d14a1d1>

²² Banca d'Italia, “Annual Report 2017” p.162 <https://www.bancaditalia.it/pubblicazioni/relazione-annuale/2017/index.html>

²³ “L’organizzazione del Credito Cooperativo,” <https://www.creditocooperativo.it/page/il-credito-cooperativo/lorganizzazione-del-credito-cooperativo>

²⁴ Banca d'Italia, “Annual Report 2020” p.164 https://www.bancaditalia.it/pubblicazioni/relazione-annuale/2020/rel_2020.pdf

²⁵ Banca d'Italia, “Annual Report 2015” p.131 <https://www.bancaditalia.it/pubblicazioni/relazione-annuale/2015/index.html>

図表 6: 協同組織金融機関（BCCs）改革の概要

概要	詳細
① 協同組織金融機関（BCCs）は一つの協同組織金融機関グループに加盟するか株式会社化する	<ul style="list-style-type: none"> • BCCsは、現在の協同組織金融機関業務を引き続き行うべくイタリア銀行から許可を得るため、原則として協同組織金融機関グループに加盟しなければならない • 各 BCC は、協同組織金融機関グループに加盟しないことができるが、そのためには株式会社（S.p.A）組織に転換しなければならない • 小規模な BCCs（純資産 2 億ユーロ以下）が加盟しないことを望む場合は、その資産を 1992 年の法律（law no.59/92）により設立された「協力推進のための相互基金」に移転しなければならない。この規定は、純資産額 2 億ユーロ以上の大規模な BCCs には要求されないが、現金準備金（cash reserves）には 20%の特別税が課せられる • 協同組織金融機関グループに加盟せず、株式会社への転換もしない BCCs は清算される（但し、資本金 2 億ユーロ以下の小規模な BCCs は清算から除外されている）
② 協同組織金融機関グループの親会社は資本金 10 億ユーロを所有し、イタリア銀行の許可を得ること	<ul style="list-style-type: none"> • 各協同組織金融機関グループは、銀行活動を実施するためには親会社を有しなければならない（親会社の最低資本金は 10 億ユーロ） • 親会社は株式会社形態を取り、グループに所属する BCCs がその株式の過半を所有しなければならない • 協同組織金融機関グループの親会社となることを希望する会社は、関連規定の実施から 18 か月以内にイタリア銀行にその旨を通知する必要がある。その場合は、i) 団結契約の申請書 ii) BCCs 等がグループの一員となる意向を示す旨の意向表明書を提出しなければならない。この団結契約は、イタリア銀行の許可の後、90 日以内に署名されなければならない
③ グループのガバナンスは「団結契約」により規制されること	<ul style="list-style-type: none"> • 親会社の主な業務は、グループの持株会社と BCCs との間の、いわゆる「団結契約」（contratti di coesione）に従い実施される BCCs の管理と調整である。団結契約は親会社の権限を規制し、親会社と BCCs が負っている義務に関し連帯して責任を有することを意味する
④ BCCsの資本充実化に向けた改革措置	<ul style="list-style-type: none"> i) 一人の株主により保有可能な株式の最高額を 5 万ユーロから 10 万ユーロに引き上げる ii) BCCs の最低株主数を 200 人から 500 人に引き上げる iii) BCCs は、イタリア銀行の許可により、株式を発行できる

(注) 「協力推進のための相互基金」の英語・イタリア語表記はそれぞれ“mutual funds for the promotion and development of cooperation”、“fondi mutualistici per la promozione e lo sviluppo della cooperazione”

(出所) Patrizio Messina, Gianrico Giannesi, Raul Rizzo, Madeleine Horrocks, Emanuela Molinaro and Annalisa Dentoni-Litta “Reform of Italian Cooperative Credit Banks” (Orrick, Herrington & Sutcliffe LLP, Lexology), February 2016 <http://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=33f91f17-d272-471a-b1ef-e56d7d14a1d1> をもとに作成

2. 監督官庁と指導体制

2012 年 6 月の EU 首脳会議では、2008 年以降欧州各国で発生した債務危機に対処するため、金融枠組みの統合を目的とする銀行同盟（Banking Union）の創設が決定された。銀行同盟では、①単一監督メカニズム（Single Supervisory Mechanism, SSM）、②単一破綻処理メカニズム（Single Resolution Mechanism, SRM）、③預金保険制度（Deposit Guarantee Scheme, DGS）を金融枠組み統合のための三本柱として位置づけている。

第一の柱である SSM は、2014 年 11 月以降、従来ユーロ圏各国当局が有していた銀行監督権限を欧州中央銀行（European Central Bank, ECB）に集約した制度である。

ECB の直接監督対象となる銀行（significant institutions）は、(a)総資産が 300 億ユーロ以上、(b)特定の 1 カ国若しくは EU の経済において影響力が大きい、(c) 総資産が 50 億ユーロ以上、かつ 2 国以上の EU 加盟国に対するクロスボーダー債権（或いは負債）の総資産（或いは総負債）に占める割合が 20%超、(d)公的支援を受け入れた機関のいずれかを満たした銀行であり、現在は 112 行が対象となっている（2025 年 12 月 19 日時点²⁶）。

イタリアでは、インテザ・サンパオロやユニクレディットのほか、複数の大手庶民銀行を含む 10 行が ECB による直接監督の対象となっている。

²⁶ 欧州中央銀行, List of supervised entities, <https://www.bankingsupervision.europa.eu/banking/list/html/index.en.html>

一方、重要度の低いその他の銀行（less significant institutions）については、中央銀行であるイタリア銀行（Banca d'Italia）が ECB から権限を委譲されて監督を行う。同行は 1893 年銀行法（Law 449 of 10 August 1893）により設立され、2014 年の SSM 導入まで国内銀行の規制監督を行ってきた。

図表 7：ECB の直接監督基準と該当するイタリアの銀行（2025 年 9 月時点）

要件	概要	該当する銀行
規模	総資産価値が 300 億ユーロ以上	<ul style="list-style-type: none"> • Banca Mediolanum S.p.A. • BANCA MONTE DEI PASCHI DI SIENA S.p.A. • Banco BPM S.p.A. • Cassa Centrale Banca - Credito Cooperativo Italiano S.p.A • BPER Banca S.p.A. • Credito Emiliano Holdings S.p.A • Finecobank S.p.A. • ICCREA Banca S.p.A. - Istituto Centrale del Credito Cooperativo • Intesa Sanpaolo S.p.A. • UniCredit S.p.A.
経済的重要性 (注)	特定の1か国または EU 全体の経済にとって重要である	
事業の越境性	総資産が 50 億ユーロ以上、かつ 2 国以上の EU 加盟国に対するクロスボーダー債権(或いは負債)の総資産(或いは総負債)に占める割合が 20%超	
直接公的金融 支援の経験	欧州安定メカニズム (European Stability Mechanis) 又は欧州金融安定ファシリティ (European Financial Stability Facility) から の援助を要求した、もしくは受けたことがある	

(注) 「経済的重要性」は、ECB が各国の経済に対する各行の①重要性②相互接続性③代替性④複雑性を判断して決定する。

(出所) ECB, 単一監督メカニズム (SSM) ウェブサイト

<https://www.bankingsupervision.europa.eu/banking/list/criteria/html/index.en.html>

ECB, "List of supervised banks"

銀行免許の発出や取消については銀行の重要性に拘らず、ECB と国内規制当局の両者が関与する「共通の手続き」(common procedures) が適用される。この手続きの下では、銀行免許の交付を受けようとする場合、まずイタリア銀行に対し申請が必要である。それを受けてイタリア銀行は国内法に基づく審査を経て ECB に申請を上げ、ECB がイタリア銀行の決定を考慮しつつ、関連 EU 法及び当該国内法に基づき審査を行い、免許交付の可否を決定する²⁷。必ずしも ECB に専権的な決定権限が与えられているわけではなく、国内当局による仮決定 (draft authorization decision) に強い効力がある点が注目される。

²⁷ EUR-Lex 「SSM 枠組規則」

(REGULATION (EU) No 468/2014 OF THE EUROPEAN CENTRAL BANK of 16 April 2014 establishing the framework for cooperation within the Single Supervisory Mechanism between the European Central Bank and national competent authorities and with national designated authorities (SSM Framework Regulation)) 第 73 条から第 79 条
<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2014/468/oj>

図表 8：銀行設立に係る欧州中央銀行・国内当局の共通手続

管 轄	内 容
①イタリア銀行(国内当局)	申請者より設立申請を受け、15 営業日以内に申請内容を ECB へ通知
②イタリア銀行(国内当局)	申請に不備があった場合、自ら、または ECB からの要請を受けて、申請者に追加情報の提供を要求。追加情報を 15 営業日以内に ECB へ通知
③イタリア銀行(国内当局)	自国の国内法へのコンプライアンスの観点から申請内容を審査し、申請を拒否する場合はその旨を ECB に通知する申請を承認する場合は、仮決定(draft authorization decision)を最長審査期間の到来する 20 営業日より前に ECB 及び申請者に通知する。必要に応じて、仮決定に対し推薦(recommendation)や条件、制限を付してもよい
④ECB(欧州中央銀行)	申請内容について関連 EU 法へのコンプライアンスの観点から独自に審査。必要に応じて申請者に意見論述、異議申立の機会を与えたり、審査期間を延長することができる
⑤ECB(欧州中央銀行)	国内当局の仮決定、自行の審査、申請者からの意見論述をもとに申請承認の可否を決定。仮決定受領後 10 営業日以内に決定しない場合、仮決定が受け入れられたものと見なす

(出所) SSM Framework Regulation をもとに作成

第二の柱である単一破綻処理メカニズム (SRM) については、2015 年 1 月に制度の根拠となる EU 指令が加盟国に適用された。また、第三の柱である預金保険制度 (DGS) については 2024 年を目途に EU 加盟国全体をカバーする統合的な預金保険の構築及び預金者への保証の実施までにかかる日数の短縮が進められている。

また、イタリアの銀行以外の金融機関の監督官庁として証券会社及び証券市場の監視、監督を行う国家証券委員会 (The Italian Companies and Stock Exchange Commission, Commissione Nazionale per le Società e la Borsa, Consob) や、保険会社に対して全般的な規制監督権限を持つ保険監督機構 (the Institute for the Supervision of Insurance, Istituto per la Vigilanza sulle Assicurazioni, IVASS) がある。いずれも独立行政機関である²⁸。

3. イタリアの金融制度の特徴

(1) 地域 (コミュニティ) 金融政策

イタリアの地域金融は主に庶民銀行や信用協同組合銀行が支えており、相互扶助優先の経営方針を持つ BCCs は、非営利の金融機関として税制優遇措置が設けられている²⁹。この措置には BCCs に課されている法定準備率規制 (純利益の 70%) や、「協力推進のための相互基金」への一定割合の積立 (純利益の 3%) といった規制に対する補償という側面がある³⁰。

また、イタリアの銀行が地域の中小企業に対して与信を行う³¹際には、コンフィディ (consorzi di garanzia collettiva dei fidi, Confidi) と呼ばれる相互信用保証スキームを利用することが多いが、コンフィディに対しては自治体等からの支援がある。

²⁸ Commissione Nazionale per le Società e la Borsa, <http://www.consob.it/>
Istituto per la Vigilanza sulle Assicurazioni, <http://www.ivass.it/>

²⁹ 農林中金総合研究所企画、齋藤百合子、重頭ユカリ著 (2010) 『欧州の協同組合銀行』日本経済評論社

³⁰ Ivana Catturani, Maria Lucia Stefani “Italian Credit Cooperative Banks” (Karafolas, Simeon (Ed.) , “Credit Cooperative Institutions in European Countries” Springer, 2016)

³¹ イタリア銀行は 3 万ユーロ以上 (与信先に不良債権がある場合は 250 ユーロ以上) の法人与信の情報のデータベースを登録する信用情報機関 (Centrale dei Rischi) を運営し、銀行に情報提供している。イタリアの銀行は法人与信を行う際には、この国営データベース若しくは民間ベースでの与信データベース等を利用している。

コンフィディは会員企業からの会費と出資金等からなる相互信用保証を目的とした組合ファンドであり、地域別、産業別に 1,000 以上存在するといわれる。会員企業が銀行から融資を受ける際、ファンドによる債務の連帯保証が受けられるが、コンフィディに対する保証料の支払いと、地域の有力者から構成される委員会による保証の合意が必要である。コンフィディは銀行と中小企業との間の情報の非対称性を克服する機能があり、中小企業への金融機関の資金融通を円滑化している。このため、州政府や地元の商工会議所が、1990 年代以降、地域のコンフィディのファンドに出資するようになり、更に、コンフィディ保証の再保証を引き受けるマイクロクレジット機関等があり、広く薄くリスクを共有している。

(2) 銀行の規制緩和と銀行財団³²

現在のイタリアの銀行システムは、1993 年の統合銀行法 (Legislative Decree 385/1993, Consolidated Law on Banking) により規制されているが、それまでの約 60 年間は、1930 年の大恐慌 (Great Depression) の後に採用された法規定が適用されてきた。政府は大恐慌後の経済復興のため、1933 年に多くの公的銀行を傘下に置く公的持株会社の産業再興会社 (Institute for Industrial Restructuring, IRI : 2000 年解散) を創設し、当時の 3 大商業銀行 (Banca Commerciale Italiana, Credito Italiano, Banca di Roma) をはじめ多くの銀行を国有化した。国有化方針は IRI 創設後 60 年間維持された。

1930 年代の銀行制度は、銀行セクターの分断、営業地域・活動の規制を企図したものであった。1936 年の銀行法 (Banking Act) は銀行に専門分化を強制 (mandatory specialization) するもので、商業銀行は短期の融資に特化する一方で中長期の融資は各特別与信機関 (special credit institutions) が分野別に (農業、建設、公共事業、産業、南部イタリア開発 (Mezzogiorno)) 担当した。

1973 年からは、銀行に対し中長期の国債・政府保証債の最低保有額及び民間部門貸出の量的規制が課された。これによって公債への需要が維持され、銀行の貸出金利と比べて公債利子を低く維持できたため、民間銀行に対するクラウドファンディングアウトが発生した。この時期の銀行法制は地方の開発と金融システムの安定性向上を主眼としていたため、政府は公的銀行間の合併を認めず、とりわけ地方自治体が所有する貯蓄銀行に対しては、合併に関して厳格な承認手続を課した。この制度は中小企業を中心とする産業部門の発展に多大な貢献を果たした。このような専門化と開発金融を主眼とする強い規制の下で、ドイツ等とは異なりユニバーサル・バンクは近年まで成立し得なかった。

1990 年代初頭から、銀行の国際的な活動の必要性が認識され、効率性と業績向上への要請が高まる一方で、公的所有と合併制限が銀行部門における統合を阻害し、収益性や効率性の向上に悪影響を及ぼしてきたとの認識が強まった。このことは同時期の金融危機と相まって、銀行の所有構造に改革をもたらすことになった。

この改革の嚆矢とされるのが 1990 年のアマート法 (Amato law: law 218/1990) の成立である。同法は、銀行の基本的な組織を「株式会社」(joint-stock company) とするもので、公的銀行である貯蓄銀行を株式会社に転換させる役割を果たすことになった。全国に貯蓄銀行の設立主体となった地方コミュニティが所有する 89³³の銀行財

³² Elena Carletti, Hendrik Hakenes, Isabel Schnabel (2005) "The Privatization of Italian Savings Banks-A Role Model for Germany?" *Vierteljahrshefte zur Wirtschaftsforschung*: Vol. 74, Europäische Finanzmarktarchitektur, pp. 32-50 <https://doi.org/10.3790/vjh.74.4.32>

³³ 銀行財団は設立当時 89 存在したが、合併により 88 になった。さらに、2019 年にクネオ財団 (資産規模 13.8 億ユーロ) とバンコ・ディ・ナポリ財団 (同 1.2 億ユーロ) がそれぞれ小規模な財団を吸収合併したことで 2019 年末時点で

団 (**publicly owned foundations : banking foundations**) が設立され、株式会社化に必要な資本を提供した。この結果、財団が貯蓄銀行の排他的株主になっていった³⁴。財団は主にイタリア北部に存在している³⁵。

財団に貯蓄銀行の株式が移転されたことで、これまで貯蓄銀行が地方経済の発展といった「公共の使命」(**public mandate**)として担ってきた社会・文化活動 (**social or cultural activities**)は、銀行の本来業務 (**banking business**)と分離され、社会・文化活動 (**social or cultural activities**)は財団に引き継がれた。

1993年には、EUの第一次銀行指令 (**First Banking Directive : 1977年**)及び第二次銀行指令 (**Second Banking Directive : 1989年**)に準拠する形で、1936年の銀行法を改正した統合銀行法 (**Consolidated Law on Banking**)が成立した。これによって、貯蓄銀行の地理的制約、政府債の保有義務、民間部門への信用額の上限 (撤廃は1980年代末)等、1930年代に導入された規制の殆どが撤廃された。

また、全ての特別与信機関に存在していた地理的活動の制約も撤廃され、商業銀行と特別与信機関の区別がなくなった。商業銀行の業務範囲は短期融資という枠を超えて拡大し、他の金融業務も実施できるようになった。同様に、銀行グループ (**banking group**)の概念も規定された。最終的に1992年の政令 (**Legislative Decree 481/1992**)は銀行に対しユニバーサル・バンクになることを認め、EU第二次銀行指令に準拠してファクタリング、リース、マーチャントバンクといったあらゆる業務ができるようになった。その後、銀行間で競争が激化したこと等から銀行の合併・買収が相次ぎ、銀行数は1996年12月末の932から2019年12月末の488へ、さらに2024年12月末には420へと減少した。

しかし、これらの改革は、民営化の端緒にすぎなかった。貯蓄銀行の株式は財団により保有されており、「貯蓄銀行の資本の過半は、財団により直接或いは間接的に所有されなければならない」という規定の除外は例外的にしか認められなかったからである。ところが、環境の変化により銀行システムの強化、国際的なプレゼンスの強化、更には国民利益の向上の必要性が強く認識されるに従い、この例外規定が正当化されることになった。

1994年のディニ法 (**Dini Law: Law 474/1994**)は、財団による貯蓄銀行の支配義務を撤回し、法律の施行後4年以内に、財団が保有する貯蓄銀行の株式を処分する財団に対し、大幅な税制優遇を提供した。こうして貯蓄銀行の民営化が開始され、この期間に国有の大銀行3行³⁶が民営化された。今では、イタリアの貯蓄銀行は株式会社化され、「貯蓄銀行」の名称も商号に残るのみとなっている。旧貯蓄銀行は現在国内に24行あるが、過半数の13行は大銀行の傘下であり、11行が単独の銀行として存在している。

銀行システム改革の最終段階が、1998年のチアンピ法 (**Ciampi Law: Law 461/1998**)とその後の改正法 (**DECRETO LEGISLATIVO 17 maggio 1999, n. 153**)の成立である。同法は、財団が保有する銀行の支配株式の売却期限を4年以内と定め、同法に適合する財団は多くの税控除を受けることができるが、適合しない財団は「一般の会社

は86になっている。<https://www.acri.it/normative/evoluzione-normativa/>

³⁴ Nadège Jassaud “Reforming the Corporate Governance of Italian Banks” (IMF Working Paper, 2014年9月)
<https://www.imf.org/external/pubs/cat/longres.aspx?sk=42373.0>

³⁵ Mediobanca securities, “Italian Banking Foundations”,
<https://www.euromoney.com/Media/documents/euromoney/import/502/Italian%20Banking%20Foundations%20Mediobanca.pdf>

³⁶ Banca Commerciale Italiana(BCI)、Credito Italiano、Istituto Mobiliare Italian (IMI) の3行。

(common companies)」に転換され、最終的に当局によって売却されると定めた(2002年の純資産額が2億ユーロ未満の小規模な財団や5特別自治州の財団は適用が除外された)。4年間の税制優遇は2003年6月15日の施行令(DECRETO-LEGGE 24 giugno 2003, n. 143)により、2005年12月末まで延長された³⁷。

なお1990年代の民営化の過程で、財団がその株式の過半数を保有する銀行の資産が全銀行資産に占める割合は、ディニ法施行前の68%(1992年)から9%(2003年)に低減し、銀行の民営化は進んでいるが、財団による株式の保有は引き続き行われている。財団が20%以上の株式を保有する銀行は国内に35行存在し(2013年12月末)、当初保有していた銀行株式を全て処分した財団は財団全体の25%に過ぎなかった(2014年12月末)³⁸。

しかし2015年4月、経済財務省と銀行財団・貯蓄銀行協会(Association of Banking Foundations and Saving Banks, Associazione di Fondazioni e Casse di Risparmio SpA, ACRI)は共同議定書に署名したことで、銀行財団による単一銀行の資本保有割合は当該銀行総資本の3分の1を超えてはならず、超過分を今後数年(上場銀行の場合3年、非上場銀行の場合5年)以内に処分しなくてはならなくなった。2024年12月時点で、財団総数は83である³⁹。

4. 預金保険制度の枠組み

現在預金保険制度については、1993年の統合銀行法に基づいてイタリア銀行(Banca d'Italia)が所管するが、それ以前からも複数の預金保険制度が存在し、各制度への加盟銀行による自主的な管理監督が行われてきた。

現在、イタリアの預金保険制度は2種類ある。一つは、信用協同組合銀行(cooperative banks, banche di credito cooperative)を除く全ての銀行(庶民銀行を含む)をメンバーとする「銀行間預金保護基金」(Interbank Deposit Guarantee Fund, Fondo Interbancario di Tutela dei Depositi, FITD)である。同基金は、1987年に任意の基金として創設されたが、現在は統合銀行法第96条により、対象銀行の強制加盟が義務付けられており、銀行ごとに1人あたり10万ユーロ(利息含む)まで保証されている⁴⁰。

もう一つは、信用協同組合銀行をメンバーとする「信用協同組合銀行預金保護基金」(Deposit Guarantee Fund of Cooperative Banks, Fondo di Garanzia dei Depositanti del Credito Cooperativo, FGD)であり、対象となる銀行は、統合銀行法第96条により強制加盟が義務付けられている。保証内容はFITDと同様である。なお、これらの基金に対しては、加盟の銀行が分担金及び日常の運営経費を負担している⁴¹。同基金の前身となる中央保証基金(Fondo Centrali di Garanzia)は1978年に当時の農村銀行(rural

³⁷ ACRI, “Legislation”, <https://www.acri.it/en/legislation/>

³⁸ Nadège Jassaud “Reforming the Corporate Governance of Italian Banks” (IMF Working Paper, 2014年9月)

³⁹ MEF

https://www.de.mef.gov.it/en/attivita_istituzionali/interventi_finanziari_economia/fondazioni_origine_bancaria/

⁴⁰ 預金保護スキームの保護対象及び支払時期に関する欧州指令1994年第19号を改正する欧州指令2009年第14号の導入に関する2011年3月24日付委任立法令第49号(Decreto-legislativo 24 marzo 2011, n. 49 Attuazione della direttiva 2009/14/CE, che modifica la direttiva 94/19/CE, relativa ai sistemi di garanzia dei depositi per quanto riguarda il livello di copertura e il termine di rimborso) 第1条及び銀行間預金保護基金(FITD)ウェブサイト <https://www.fitd.it/>

⁴¹ 信用協同組合銀行預金保護基金ウェブサイト <http://www.fgd.bcc.it/>

banks, cassa rurale, RBs) によって設立され、緊急時の銀行支援を目的とした。1997年に現在の名称に変更し、同時に預金者の預金保証を一義的な使命とする基金に転換した⁴²。

現在、EUでは預金保険制度指令（Deposit Guarantee Scheme Directive, 2014/49/EU, DGSD）に基づき、銀行同盟の三本柱の一つとして域内で統一的かつ効率的な預金保険制度（Deposit Guarantee Scheme, DGS）の整備が進められている。例として、支払までの期間が現状の20営業日以内から、2024年までに7営業日以内に漸進的に短縮された。2015年12月、ECはイタリアを含むEUの10カ国⁴³に対してDGSDのフル適用を要請した。DGSDはEU加盟各国で国内適用される予定であったが、これら10カ国は期限の2015年7月3日までに国内適用が完了していなかった。加えてイタリアの預金保険は、ECがDGSにおいて想定する事前積立方式になっておらず⁴⁴、EUの制度統合に向けてイタリアは大きな制度変更を迫られることになった。DGSDは欧州預金保険制度の前提条件となるものである。イタリアでは2016年7月8日にイタリア国内法（Legislative Decree No.30 of 15 February 2016）に置き換えられた。2024年12月末時点でFGDは9.6億ユーロ（付保預金の0.79%）、FITDは60.4億ユーロ（付保預金の0.82%）を積み立てている⁴⁵。

2015年11月、欧州委員会（European Committee, EC）は単一の欧州預金保険制度（European Deposit Insurance Scheme, EDIS）に関するプロポーザルを発表した⁴⁶。これによれば、EDISはEUレベルの銀行破綻処理業務を所管する単一破綻処理委員会（Single Resolution Board, SRB）の下で検討され、構築は次の3段階で行われることになっている。EDISの規模は2024年までに付保預金の0.8%に相当するとされる⁴⁷。

フェーズ①：2017年以降、各国の預金保険は自国の基金が払底した場合にのみ、EDISの管理するEUの預金保険基金（Deposit Insurance Fund, DIF）が利用可能（再保険）

フェーズ②：2020年以降は、自国の基金が払底しなくてもDIFから拠出が可能（共同保険）

フェーズ③：DIFが加盟国の対象預金をカバーする割合を高め、2024年7月3日以降は各国の預金保険基金に代わってDIFが全対象預金を保障（フル保険）。DIFの積立額は総額430億ユーロ

⁴² Francesca Pluchino “Deposit Insurance in Italy: From Italian Banking Law to EU Reforms” (Siclari, D. (Ed.) , “Italian Banking and Financial Law: Crisis Management Procedures, Sanctions, Alternative Dispute Resolution Systems and Tax Rules”, 2015)

⁴³ ベルギー、キプロス、エストニア、ギリシャ、イタリア、ルクセンブルク、ポーランド、ルーマニア、スロベニア、スウェーデンの10カ国。出典：EC “Financial Services: Commission requests 10 Member States to implement EU rules on Deposit Guarantee Schemes” (ECプレスリリース、2015年12月10日) http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-6253_en.htm

⁴⁴ 2014年4月。澤井豊、鬼頭佐保子「EU：預金保険指令の改正」（預金保険機構『預金保険研究』第十八号、2015年12月）<https://www.dic.go.jp/content/000010214.pdf>

⁴⁵ EBA, “Aggregated DGSD data 2015-2024 [xlsx]”

⁴⁶ “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Regulation (EU) 806/2014 in order to establish a European Deposit Insurance Scheme”, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52015PC0586>

⁴⁷ EBA, <https://www.eba.europa.eu/activities/single-rulebook/regulatory-activities/depositor-protection/deposit-guarantee-schemes-data>

第2章 郵便貯金の概要

イタリアでは、国有の株式会社であるポステ・イタリアーネ（Poste Italiane S.p.A）が傘下の子会社とともにグループ（Gruppo Posteitaliane）を形成し、全国 12,755 の郵便局（2024 年 12 月末）を通じ郵政事業を展開している。ポステ・イタリアーネは郵便局の窓口において、バンコ・ポスタ（BancoPosta）のブランド名で郵便貯金口座等の預金商品を提供し、保険商品についてもグループの子会社から商品提供を受けて販売している。

1. 設立目的・沿革概要⁴⁸

ポステ・イタリアーネ（Poste Italiane S.p.A）は、独占的に郵便サービスを提供する事業者として 1862 年に設立された⁶⁰。ポステ・イタリアーネ設立より前の 1850 年に、公共投資やインフラ整備のための資金供給機関として預託貸付公庫（Cassa Depositi e Prestiti, CDP）が設立された。CDP は政府資金の運用機関として、公共部門におけるファイナンスやインフラの開発、イタリア民間企業への投資等を主導してきた。CDP は郵便局網を通じた資金調達を行うことを目的に、1875 年に郵便貯金口座（postal savings passbook accounts, postal savings books）を導入した。また 1924 年に MEF が資金運用者を CDP とする郵便貯金債券（postal savings bonds, 利付郵便貯金証書: interest-bearing postal certificates）の発行を開始した⁴⁹。郵便貯金債券（利付郵便貯金証書）は、1936 年に発行体が MEF から CDP に変更され、貯蓄商品として現在でも各地の郵便局で販売されている。

なお、イタリアでは、過去に銀行が営業地域規制等で十分活動できない時期もあったが、郵便貯金は全国の郵便局網に加えて手数料が無料であることや税制上の優遇措置等もあったため、過疎地域等での年金受給に郵便貯金を利用する高齢者等を中心に広く利用されてきた⁵⁰。

2001 年にはポステ・イタリアーネの内部にバンコ・ポスタ（BancoPosta）事業部門が設置され、グループの金融事業が集約された。バンコ・ポスタで提供可能な金融事業は、2001 年 3 月 14 日の大統領令第 144 号（Presidential Decree 144 of 14 March 2001⁵¹）に規定されている⁵²。同大統領令の第 2 条第 8 項によりポステ・イタリアーネは直接貸付を行えないため銀行免許は交付されないが、イタリア銀行による通常の銀行と同等の規制に服する⁵³。

ポステ・イタリアーネは、1998 年に経済財務省（Ministry for the Economy and Finance, Ministero dell'Economia e delle Finanze, MEF）が 65%、政府金融機関である CDP が 35%を出資する株式会社となったが、その後、MEF が株式の 100%を保有するようになった。

⁴⁸ TG Poste, “Remembering history is a duty: 160 years of Poste Italiane, the country’s identity”, 22 August 2022 <https://tgposte.poste.it/en/2022/08/22/remembering-history-is-a-duty-160-years-of-poste-italiane-the-countrys-identity/>

⁴⁹ ポステ・イタリアーネでは郵便貯金口座を postal savings books、郵便貯金債券を利付郵便貯金証書（interest-bearing postal certificates）と称している。

⁵⁰ Post & Parcel, “POST OFFICES TARGET KEY ROLE IN FINANCIAL SERVICES DELIVERY”, 01 April 2005

⁵¹ イタリア共和国法令データベース, <https://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.del.presidente.della.repubblica:2001-03-14;144>

⁵² 欧州委員会（EC）“State aid C42/2006 (ex NN52/2006)– Italy, Poste Italiane –BancoPosta Remuneration of current accounts deposited with the Treasury” http://ec.europa.eu/competition/state_aid/cases/216950/216950_611769_19_1.pdf

⁵³ Poste Italiane, “BancoPosta documents”, <https://www.posteitaliane.it/en/bancoposta-documents.html>

2014年に発足したマッテオ・レンツィ政権は、公的債務削減策の一環として政府が保有する国有企業株式の売却を計画した。ポステ・イタリアーネについては、2014年5月に経済財務省（Ministry for the Economy and Finance, Ministero dell'Economia e delle Finanze, MEF）が100%保有する株式の40%を限度として売却することを決定⁵⁴した。当初は同社のIPOを同年に予定していたが、1年間延期していた。これは、2014年に国営造船大手フィンカンティエリ（Fincantieri）が上場したものの、市場環境が悪化し、想定通りの資金調達を行うことができなかったということも影響していると言われている。

2015年10月27日にイタリア証券取引所（Borsa Italiana）に新規株式公開（IPO）し、MEFが100%保有していた株式の34.7%を放出した。公開価格は一株6.75ユーロで、政府の調達金額は31億ユーロに達した⁵⁵。上場初日の終値は一株6.70ユーロであった。同年12月末のMEFによるポステ・イタリアーネ株式の保有割合は64.7%となった。

また2016年10月20日、イタリア政府はMEFの保有するポステ・イタリアーネ株式をCDPへ譲渡する手続を完了した。この手続により、CDPがポステ・イタリアーネの株式の35%を保有することとなり、同社の筆頭株主となった。この手続は、CDPとポステ・イタリアーネの関係を緊密にし、経営上のシナジーを生み出すことと企図しており、ポステ・イタリアーネに対してCDPから経営陣を派遣することも想定しているとのことであった⁵⁶。なお現在の株主構成は、CDP35.00%、MEF29.26%、機関投資家23.36%、個人投資家11.46%、自己株式0.92%となっている⁵⁷（2025年9月時点）。

ポステ・イタリアーネは、2015年から2019年までの5ヶ年計画に次いで、2018年2月には、2018年から2022年までの5ヶ年計画「Deliver 2022」を公表⁵⁸した。同事業計画では、事業の付加価値の可視性と透明性を高めることを目的として、これまでの従来の各事業セグメントを全面的に見直し、従来の事業セグメントを郵便・小包配送事業（Mail, Parcels and Distribution）、ポストペイ事業（デジタル及びモバイル決済）（Postepay Services）、金融サービス事業（Financial Services）、保険サービス事業（Insurance Services）の4つに再編した（図表9）。

特に、ペイメント事業は新しく立ち上げたセグメントであり、ポステ・イタリアーネ・グループ全体のデジタルビジョンの重要な位置を占める。「Deliver 2022」は、買収事業の拡大、モバイル事業の発展、最新のデジタルペイメント等に対応するために

⁵⁴ イタリア経済財務省プレスリリース “The Privatization of Poste Italiane will start on October 12, 2015 Implementation of reforms and development of capital markets” Press release N° 201 of 10/09/2015
<https://www.mef.gov.it/en/ufficio-stampa/comunicati/2015/The-Privatization-of-Poste-Italiane-will-start-on-October-12-2015-00001/>

⁵⁵ グリーンシュー・オプション分としての3.5%が全て実行されると38.2%となるが、11月30日までにグリーンシュー・オプションの一部が実行され、35.3%が放出された。
MEF, “The initial public offering of the ordinary shares of Poste Italiane S.p.A. successfully ends with demand that is 3 times over the offer”, Press release N° 211 of 10/23/2015
<https://www.mef.gov.it/en/ufficio-stampa/comunicati/2015/The-initial-public-offering-of-the-ordinary-shares-of-Poste-Italiane-S.p.A-00001.-successfully-ends-with-demand-that-is-3-times-over-the-offer/>
SoldiOnline, “IPO Poste: esercitata la greenshoe”, 27 November 2015
<https://www.soldionline.it/notizie/azioni-italia/ipo-poste-esercitata-la-greenshoe>

⁵⁶ 2016年11月のCDPへのヒアリングに基づく。また、CDP株式の80%以上をMEFが保有するため、実質的に政府保有が大半を占める状況に変化はない。

⁵⁷ Gruppo PosteItaliane <https://www.posteitaliane.it/en/shareholders.html>

⁵⁸ Gruppo Posteitaliane “Annual Report 2017” P.12 および
Gruppo Posteitaliane ウェブサイト “Poste Italiane – Deliver 2022”
<https://www.posteitaliane.it/en/press-releases/posteitalianedel-1476478386925.html>

決済システムを強化・拡大を目標に掲げている。また、イタリア国内の 12,755 の郵便局のネットワークとのシナジーを通じて、デジタル公共サービス提供の体制整備と持続的な拡大を目標に掲げている。

図表 9: ポステ・イタリアーネ・グループの事業セグメント (2024 年度末)



(出所) Gruppo Posteitaliane “Annual Report 2024” p.24

- ・ 金融サービス事業：オムニチャネルと顧客中心のアプローチで変化する顧客の好みと行動に効果的に対応する。ウェルスマネジメントでは、ESG 関連等の新商品ラインアップ強化による顧客資産ポートフォリオの多様化と、資産額を基準にした顧客層別アプローチによって成長を図る。
- ・ **ポストペイ**事業：カード・モバイル決済と通信回線事業分野でのクロスセルやアップセルを活用し、**2022** 年には電力およびガス市場に参入した⁵⁹。また、デジタルチャネルを強化する。
- ・ 保険サービス事業：他欧州諸国と比較して多いアンダーインシュランス層をターゲットとする。
- ・ 郵便・小包配送事業：郵便・通信・物流機能の統合ツールをさらに強化し、小包事業と郵便事業のバランス調整を行う。

2021 年 3 月、ポステ・イタリアーネは Deliver 2022 の後継として 2024 年までの戦略計画「2024 Sustain & Innovate, 24SI」を発表した⁶⁰。事業部門や基本的な戦略は Deliver 2022 を踏襲するものとし、持続可能かつ利益の上がる成長路線を継続することを目的とする。2024 年に 16 億ユーロの純利益（2020 年比 33%増）を達成すること、明確かつ競争力ある配当政策（計画期間中に一株当たり配当額 35%増）を実施すること、2030 年までに温室効果ガス排出正味ゼロの企業（net zero emission company）となることなどを目標に掲げる。2024～2028 年戦略計画「The Connecting Platform」では、持続可能性戦略の 8 つの柱として目標を定めた。①郵便・小包配送、②金融サービス、③保険サービス、④**ポストペイ**の 4 つのセグメントについてそれぞれ財務指

⁵⁹ ポステ・イタリアーネは 2022 年 5 月、創立 160 周年を記念して、ガスと電力を供給するエネルギー事業を年末までに開始すると発表した。当初は約 12,800 の郵便局店舗とデジタルチャネルのネットワークを使って従業員と退職者を対象に供給、2025 年までに顧客 150 万人を抱える、エネルギー分野のトップ 5 に入るエネルギープレーヤーとなることを目指すとしている。（“Poste Italiane enters the energy sector: ready offer on electricity and gas for employees”, June 16, 2022）

⁶⁰ Poste Italiane, “2020 Sustain and Innovate”, March 19, 2021
<https://www.posteitaliane.it/en/press-releases/posteitaliane2024-1476534599743.html>

標と事業面の目標が示されている。

① 郵便・小包配送

<財務指標>

セグメント収益：39 億ユーロ（2024 年：38 億ユーロ）

<主な事業目標>

2028 年に 3 億 6,900 万個の小包

2028 年までに 3 万箇所の PUDO 拠点

② 金融サービス

<財務指標>

セグメント収益：55 億ユーロ（2024 年：55 億ユーロ）

<主な事業目標>

2028 年までに金融資産総額: 6,240 億ユーロ（2024 年：5,900 億ユーロ）

2028 年までに融資額：34 億ユーロ（2023 年：26 億ユーロ）

③ 保険サービス

<財務指標>

セグメント収益：19 億ユーロ（2024 年：16 億ユーロ）

<主な事業目標>

生保 GWP（総収入保険料）:220 億ユーロ（2024 年：180 億ユーロ）

損保 GWP：15 億ユーロ（2024 年：10 億ユーロ）

④ ポストペイ

<財務指標>

セグメント収益：22 億ユーロ（2024 年：16 億ユーロ）

<主な事業目標>

2028 年までに PostePay Evolution 発行枚数：1,080 万枚

2028 年までにカード取引 46 億ユーロ（年平均 11%増）

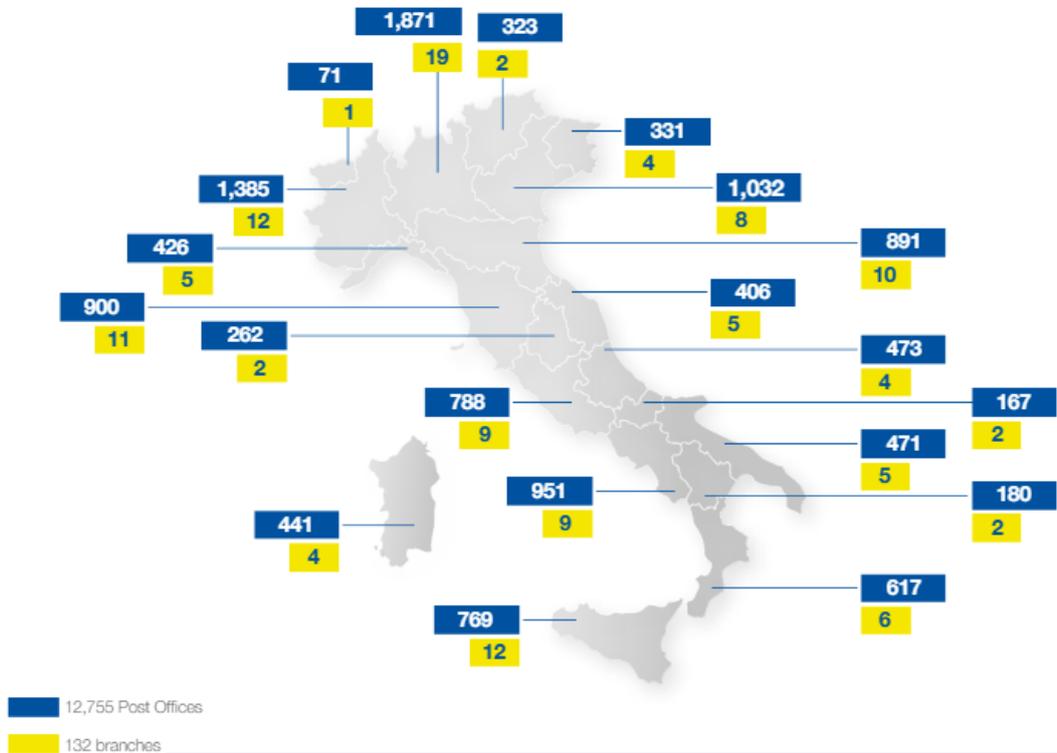
2. 経営形態

ポステ・イタリアーネ・グループ（Gruppo Posteitaliane）は、ポステ・イタリアーネ（Poste Italiane S.p.A.）を親会社（parent company）として形成された郵政事業を運営する企業集団で、郵便事業以外にも金融、保険、通信、エネルギー等の幅広い事業を行う。ポステ・イタリアーネはこれらの広範な業務を遂行するために、郵便局で販売する生命保険商品を提供するポステ・ヴィタ（Poste Vita S.p.A.）をはじめ、39 社の子会社（subsidiaries）を連結対象として保有している（2024 年 12 月末）⁶¹。金融サービス事業は、グループ親会社であるポステ・イタリアーネがバンコ・ポスタ（BancoPosta）のブランドのもとで実施している。

⁶¹ Posteitaliane “Annual Report 2024” p.579-580

図表 10 : 支局 (branch offices) 、郵便局 (post offices) の分布 (2024 年 12 月末)

GEOGRAPHICAL DISTRIBUTION OF POST OFFICES AND BRANCH OFFICES



(出所) Posteitaliane “Annual Report 2024”, p.46

2011 年 4 月 14 日付臨時株主総会においてバンコ・ポスタの事業に対して「リングフェンスされた資本 (ring-fenced capital)」の導入を求める株主決議⁶²が承認されたことに伴い、同年 5 月にバンコ・ポスタ RFC (BancoPosta Ring-fenced Capital, BancoPosta RFC) が設置された。郵便当座預金口座や郵便貯金口座・利付郵便貯金証書等、バンコ・ポスタブランドを通じて提供される金融事業に係る資産はバンコ・ポスタ RFC において分別管理され、グループの他の資産と明確に区分されている。2011 年度からバンコ・ポスタの事業に係る財務諸表⁶³はポステ・イタリアーネ・グループ全体の財務諸表とは別途作成されることとなった。同時にイタリア銀行 (Banca d'Italia) のプルデンシャル規制が適用されることになり、2014 年 5 月 27 日には、バンコ・ポスタ RFC の事業規模や複雑性に鑑み、イタリア銀行から発出された新基準 (supervisory standards) による主要銀行と同等水準のコーポレートガバナンス規制が課せられた⁶⁴。

2018 年、ポステ・イタリアーネは決済サービス分野強化のために、グループ内のモバイルとデジタル決済の統合を決定した。バンコ・ポスタ RFC のカードペイメントと決済サービス事業部門が PosteMobile⁶⁵に移管され、同社に顧客資産を分別管理す

⁶² 同決議は、2011 年 2 月 26 日付法律第 10 号の改正によって法律となった 2010 年 12 月 29 日付命令第 225 号第 2 条第 17 項の 8 以下において規定されている。

⁶³ BancoPosta RFC Separate Report

⁶⁴ Gruppo Posteitaliane “Annual Report 2015” p.95

⁶⁵ ポステ・モバイル (PosteMobile S.p.A) は 2007 年にポステ・イタリアーネの 100%子会社として設立された仮想移動体通信事業者。

るリングフェンス組織が導入された。これにより、同社は通常の決済事業者よりも長期間顧客資産を預かることが可能となり、電子マネー事業者（Electronic Money Institution, EMI）としての事業を行うことが可能となった。2018年5月29日付臨時株主総会において、バンコ・ポスタ RFCのカードペイメント・決済サービス事業に関する資産、負債、契約上の権利、免許に対するリングフェンス資本規制の撤廃が承認され、同年10月1日に発効した。同日 PosteMobile は PostePay S.p.A に名称変更した⁶⁶。

3. 金融サービス提供の形態

(1) 郵便事業会社、郵便局運営会社との受委託関係

ポステ・イタリアーネ（Poste Italiane S.p.A）はバンコ・ポスタ（BancoPosta）のブランドのもと、郵便局窓口において金融事業を行っている。金融事業には、郵便当座預金口座、預託貸付公庫（CDP）の郵便貯金口座や利付郵便貯金証書の受払、各種支払請求書の料金収納、投資信託・保険商品・他の金融機関のローン商品の販売等が含まれる。郵便局の窓口における CDP 商品の販売は、ポステ・イタリアーネと CDP との間の独占的契約に基づいており⁶⁷、同契約は 5 年ごとに見直されることになっているが、現在まで安定的に更新されている。投資信託の組成及び保険商品の開発はグループ子会社が行っており、投資信託はバンコ・ポスタ・フォンディ（BancoPosta Fondi S.p.A. SGR）、生命保険はポステ・ヴィタ（Poste Vita S.p.A.）、損害保険はポステ・アシクラ（Poste Assicura S.p.A.）がそれぞれ担当する。

(2) 直営店、委託店における金融サービスの提供状況

全ての郵便局で、現金引き出し、携帯通信回線（Poste Mobile 回線のほか他社回線を含む）の料金チャージ⁶⁸が利用できる。

郵便局内においては、2012 年に郵便局内に金融・ローン商品を専門に取り扱うエリア（Financial and Loan Products Areas）を 4,750 局に設けた。このエリアは 2014 年に金融・保険商品のプロモーションを行う Consulting Room と改名され、順次数を増やした。

同社が窓口サービス改革として推進する「新リテールサービスモデル」（new retail service model）は、2015 年末時点では 900 店舗での実施だったが、2016 年末時点で 2,309 局、2017 年はさらに多くの郵便局に導入された。このモデルは、ターゲット顧客（target customers）向けの専門コンサルタント及び顧客の接遇・案内を専門とするスタッフを配置する。ここでのターゲット顧客とは、若年層や移民等信用力が低く他の金融サービスを受けられない層のことを指す。その他窓口業務の改革として特定の投資商品・サービスの販売を担当する専門スタッフ（specialist commercial financial promoters）の拡充、損害保険専門コーナー設置数の増加等がある⁶⁹。

2017 年も個人や中小企業向け業務最適化の取り組みは続き、「ガイド付きコンサル

⁶⁶ Gruppo Posteitaliane “Annual Report 2020”

⁶⁷ CDP Press Release, “Cassa Depositi e Prestiti and Poste Italiane approve the terms of the new postal savings agreement”, https://www.cdp.it/sitointernet/page/en/cdp_poste_italiane_approve_new_postal_savings_agreement?contentId=CSA37829

⁶⁸ Poste Italiane, “Libretto di risparmio postale” <https://buonielibretti.poste.it/libretti-postali/>

⁶⁹ Gruppo Posteitaliane “Annual Report 2016” pp.18-19, p.22

タント業務プラットフォーム (guided consultancy platform)」を全ての郵便局で利用できるようにするための手続きが完了した。同プラットフォームは、投資商品・サービスの提供にあたって規制要件に沿うよう窓口スタッフを支援するほか、顧客にとって最適な投資手段を特定するための手引きを提供するものである⁷⁰。

また、郵便配達員に自宅に来てもらい Postepay や携帯電話のチャージ、請求書の支払い、書留の発送などを自宅で行うことができるサービスを提供している。利用は平日の 9:00-13:00 までで、電話かオンラインで予約する⁷¹。

ポステ・イタリアーネが進めているオムニチャンネル戦略は、①物理的な拠点（郵便局等）、②PostePay app、BancoPosta app などのデジタルインフラ/リモートコンタクトポイント、③サードパーティ・ネットワークの 3 つの柱から成る。サードパーティ・ネットワークとはポステ・イタリアーネと契約を結んだ雑貨店等であり 2024 年末時点で約 49,000 の窓口ネットワーク（うち 5 割強の 31,000 がタバコ屋）を有している。こうした拠点では請求書の支払い、Postepay カード/携帯電話料金のチャージ、小包などを受け付けている⁷²。

(3) ポステ・イタリアーネの経営状況

上述の通り、郵便局の運営者は郵便事業者であるポステ・イタリアーネである。なお、ユニバーサル郵便サービスの提供に関しては毎年赤字となっている。2020-2024 Service Contract に基づき、2024 年は前年と同額の 2.62 億ユーロの政府補助が認定されている⁷³。

(4) 店舗・ATM 配置戦略

ポステ・イタリアーネはユニバーサル郵便サービス提供義務を負っており⁷⁴、2008 年 10 月 7 日の経済開発省令⁷⁵では、公共郵便ネットワークとして (1) 郵便局 (uffici postali)、(2) 郵便箱 (cassette postali) をユニバーサルサービスアクセスポイントに指定している。このうち郵便局の配置に関しては、居住地から 3km 圏内に郵便局がある人口：75%、居住地から 5km 圏内に郵便局がある人口：92.5%、居住地から 6km 圏内に郵便局がある人口：97.5%、コムーネ（イタリアにおける基礎自治体）の 96%に 1 つ以上の郵便局、郵便局が 1 つしかないコムーネでの閉鎖の禁止および週 3 日・18 時間以上の営業が規定された。また、2014 年 6 月 26 日の通信規制庁決議 (342/14/CONS⁷⁶) では、山岳地帯（国立統計研究所の分類で山岳地帯かつ 150 人/km² 未満）や離島（シチリア島、サルディーニャ島を除く定住人口 50 人以上の島）の郵便局の閉鎖禁止規定が追加された。郵便箱の配置に関しても人口規模に応じて設置数が設定されている。規制体は通信規制庁 (Autorità per le Garanzie nelle

⁷⁰ Gruppo Posteitaliane “Annual Report 2017” p.17

⁷¹ <https://www.poste.it/servizi-a-domicilio.html>

⁷² <https://www.posteitaliane.it/it/strategia-omnicannale.html>

⁷³ Posteitaliane “Annual Report 2024”, p.124

⁷⁴ Legislative Decree 58/2011 により、2011 年 4 月 30 日より 2026 年 4 月 30 日までの 15 年間、郵便業務に係るユニバーサルサービス提供義務が課せられている。ただし、サービス提供水準が規定を満たしていない場合、5 年ごとに行われる検証によりユニバーサルサービス提供事業者としての地位を取り消される可能性がある。

“Schema di contratto di programma 2020-2024 tra il Ministero dello sviluppo economico e la società Poste italiane Spa Atto del Governo 128”, <https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/01124866.pdf>

⁷⁵ <https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2008/10/27/08A07769/sg>

⁷⁶ “Delibera n. 342/14/CONS Punti di accesso alla rete postale: modifica dei criteri di distribuzione degli uffici di Poste Italiane”, <https://www.agcom.it/visualizza-documento/13d216c8-0e3a-4294-80a4-4d6d5dd9297f>

Comunicazioni, AGCOM)、所轄官庁は経済開発省 (Ministero dello Sviluppo Economico) である。金融事業及び保険事業については、ユニバーサルサービス提供の義務は課されていない。

ポステ・イタリアーネは全国に広域郵便局網 (Post Office Network Macro areas) 6、支局 (branch offices) 132、郵便局 (post offices) 12,755 を有し (図表 11)、ATM 設置台数は 8,500 台を超えた (2025 年 6 月時点) 77。郵便局数は 2000 年代初頭には約 13,700 局存在しており、2011 年以降約 1 割減少したが、近年は約 12,000 局台後半を維持している (図表 11)。2018 年 11 月には、ジュゼッペ・コンテ首相 (当時) 出席のもと、デル・ファンテ CEO が小規模自治体首長との集会の場で、住民 5,000 人未満の自治体の郵便局は閉鎖しないこと、郵便局のない 254 の自治体で、タバッキ⁷⁸ネットワークと提携し、タバッキで郵便物の預かり・引き渡しを行うことなど「10 のコミットメント」を表明し、2019 年 10 月には、金融・デジタル・郵便に関する知識とスキル向上のための教育プログラムや、郵便局若しくは毎日営業する郵便局がない自治体の要請に応じて、荷物の受取・発送や PostePay・SIM へチャージを行うことが出来る小型ロッカー「Punto Poste Da Te」の設置など 7 つのコミットメントを追加した⁷⁹。地域総局と支局、郵便局で提供されるサービスの内容に差異はないが、地方部の郵便局では 1 名の正社員が郵便、金融、保険といったあらゆるサービスを担当し、大都市の支局ではスタッフによって担当業務が分かれているという違いがある。約 4,200 局が職員 1 人で運営されており、約 3,000 局が職員 2 人で運営されている⁸⁰。

郵便局の方向性についてポステ・イタリアーネは、2018 年には 420 あった郵便局以外の配送拠点を 2022 年までに 8,000 拠点まで増やし⁸¹、2019 年にはより多くの小包を郵便局ではなく PuntoPoste 網経由で配送したと報告した⁸²。一方で、僻地における金融・郵便・サービスを維持し、デジタル教育を担っていく方針をとっている。この協定のもと、郵便局のない自治体へ ATM の設置、配送ポイントの追加等が行われている。

図表 11：ポステ・イタリアーネの顧客接点数の推移

	マクロエリア	支局	郵便局
2008	9	140	13,991
2009	9	132	13,992
2010	9	132	14,005
2011	9	132	13,945
2012	9	132	13,676
2013	9	132	13,310
2014	9	132	13,233

77 <https://tgposte.poste.it/2025/06/09/atm-postamat/>

78 イタリアにおける雑貨店で、公共交通機関のチケットや水光熱費の支払い、宝くじなども扱っている。

79 <https://www.posteitaliane.it/impegni>

80 Gruppo Posteitaliane “Annual Report 2020”, p.219

81 “POSTE ITALIANE CAPITAL MARKETS DAY 2018 RESULTS & 2019 GUIDANCE”, 20 March 2019, <https://www.posteitaliane.it/files/1476493611694/Capital-Markets-Day-March2019-RENUMBERED.pdf>

82 “POSTE ITALIANE CAPITAL MARKETS UPDATE 2019 RESULTS & 2020 GUIDANCE”, 6 March 2020, https://www.posteitaliane.it/files/1476514223021/PI_CMD_2020.pdf

	マクロエリア	支局	郵便局
2015	9	132	13,048
2016	9	132	12,845
2017	9	132	12,822
2018	6	132	12,812
2019	6	132	12,809
2020	6	132	12,765
2021	6	132	12,761
2022	6	132	12,755
2023	6	132	12,755
2024	6	132	12,755

(注) 各年 12 月末時点。

(出所) Posteitaliane “Annual Report” 各年版

(5) DX の推進

ポステ・イタリアーネのデジタルチャネルとしては、インターネットバンキングサービス (BancoPosta online)、テレフォンバンキングサービス (Pronto BancoPosta)、バンコ・ポスタアプリ、ポステペイアプリ等が提供されている。バンコ・ポスタアプリは口座開設等が可能である。更に、PosteMobile S.p.A の SIM カードと、バンコ・ポスタの郵便当座預金口座を直結させることで、携帯電話からの送金・決済が容易になった。例えば、バンコ・ポスタの郵便当座預金口座や PostePay からの送金、ローマ市内の公共交通機関の切符の購入、国内駐車料金の支払、支払履歴の閲覧等にこのシステムが活用できる。2014 年 2 月からは外国への送金サービスも始めた。

ポステ・イタリアーネの Postepay アプリ (Postepay 決済カード、通信商品、エネルギーサービスの購入・管理) は 2024 年に計 14 億件の利用を記録した。BancoPosta アプリ (金融および保険商品の外出先で購入・管理) は 2024 年に計 10 億件超の利用があった。PosteID アプリの市場シェアは 73.5%、約 2,870 万件の発行済デジタル ID のうち 2,400 万件がアクティブユーザーである⁸³。

<Polis project>

DX の推進に関しては 2022/23 年に Polis Project が開始された⁸⁴。コロナ禍による被害からの復興支援を目的として組まれた「次世代の EU」(Next Generation EU) と呼ばれる復興基金からの資金支援を前提に、イタリアは国家復興レジリエンス計画 (National Recovery and Resilience Plan: NRRP) を策定した。その一環としてポステ・イタリアーネは、周縁的地域の郵便局の改造を眼目とする Polis Project を策定、2022 年 10 月に欧州委員会から承認を取得、2023 年 1 月 30 日に大統領、首相、関係閣僚出席のもと、下記 3 点を柱とする Polis Project の開始を対象となる約 7,000 の自治体の首長に向けて発表した。Polis Project は 2026 年 12 月までに総額 12 億ユーロの投資が計画されており、NRRP からの資金拠出 8 億ユーロとポステ・イタリアーネの資金 4 億ユーロで賄われる。

⁸³ <https://www.posteitaliane.it/en/omni-channel-strategy.html>

⁸⁴ Poste Italiane Annual Report 2022, p.63-64, Universal Postal Union, “Poste Italiane’s Polis project aims to achieve digital inclusion for all”, 27 March 2023

2024-2028年までの新しい計画である「The Connecting Platform」を発表する記者会見において、GMのラスコ氏は早ければ2026年初頭にPolis Projectを完了する予定だと述べた⁸⁵。

(a) One Stop Shop

住民15千人以下の約7,000の小規模自治体に存在する約7,000の郵便局を2026年までに、迅速・簡便かつデジタル化された24時間年中無休のサービスを提供するハブに改造するというもの。それらの自治体に居住する1,600万人のデジタル・インクルージョンを改善し、多くの行政サービスへの平等なアクセス機会を保証することを目指す。そこでは郵便、銀行、物流、保険、通信サービスに加えて、市民は各種登録・婚姻証明、電子IDカード、パスポート、出生証明、社会保障証書、その他多様なサービスを申請し、リアルタイムで取得することができる。

2024年には、1,730局でアップグレードが開始され（開始以来合計3,496件）、1,973局で作業が完了した（開始から2024年末までの合計2,918件が完了）。2025年11月30日時点では4,692件が完了している。

(b) Spaces for Italy

ポステ・イタリアーネは自社が所有する不動産を活用して、廉価でアクセスできるデジタル化されたco-working（共働）、訓練スペースの全国展開ネットワークを構築し、個人、企業、行政、大学、研究所等に開放する。

2024年には建物の改修工事が進み、2024年12月31日時点で合計120件の建築工事が開始され、81件が完了した。2025年11月30日時点では108件が完成した。

(c) エネルギー効率改善

Polis projectは、EV充電ステーション約5,000基設置+1,000枚の太陽光パネル設置することによってエネルギー効率の向上とグリーンモビリティへの貢献を目指す。Polis projectは、2030年までにカーボンニュートラル達成を目指すポステ・イタリアーネの野心的な目標にも貢献する。

プロジェクトの一環として、ATM機種を更新を行っている。Postamat ATMでは、現金の引き出し(1日あたり最大600ユーロ、月あたり2,500ユーロ)、残高と取引リストの照会、電話とPostepayカードのチャージ、請求書や主要な公共料金の支払いを行うことができる。これらは、Postamat-Maestroカードを持つBancoPostaアカウント所有者、主要な国際ブランドのクレジットカード所有者、およびPostepayカード所有者が使用できる。また、最新世代のカウンターには、高輝度デジタルモニターと革新的なセキュリティデバイスも装備されており、クレジットカードの複製を防ぐスキミング防止ソリューションや、盗難時の紙幣染色システムが含まれる。これにより窓口の営業時間⁸⁶に関係なく、年中無休で24時間ATMを利用できることになる。

⁸⁵ <https://tgposte.poste.it/en/2024/03/20/the-general-manager-of-poste-italiane-giuseppe-lasco-polis-is-progressing-fast-the-project-will-be-completed-as-early-as-the-beginning-of-2026/>

⁸⁶ 小規模自治体における通常の窓口営業は、少ないところで週3日、8時30分～13時45分の開所が多い。
<https://tgposte.poste.it/tag/polis/>

4. 預金業務概要

バンコ・ポスタ（BancoPosta）の郵便当座預金残高（Payables deriving from postal current accounts）は 746 億ユーロ（2024 年末）であった⁸⁷。この他、預託貸付公庫（CDP）の金融商品である郵便貯金（postal savings）商品を郵便局で提供している。この郵便貯金商品には、郵便貯金口座（postal savings books）及び利付郵便貯金証書（interest-bearing postal certificates）の 2 種類があり、残高はそれぞれ 941 億ユーロ、2,303 億ユーロ（後者については CDP 発行分 1,980 億ユーロ、経済財務省（MEF）発行分 323 億ユーロ：旧発行体の MEF 発行分）である（2024 年 12 月末）（図表 12）⁸⁸。なお、これらの商品はイタリア政府から保証を受けているため、個人の貯蓄手段として人気が高い⁸⁹。

図表 12: ポステ・イタリアーネ・グループの預金残高（各年 12 月末、億ユーロ）

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
郵便当座預金口座 postal current accounts	454	473	511	539	665	775	780	728	746
郵便貯金口座 post office savings accounts	1,189	1,086	1,058	1,018	1,037	993	909	917	941
利付郵便貯金証書 interest-bearing postal certificates	2,040	2,143	2,195	2,272	2,314	2,356	2,379	2,345	2,303
合計	3,683	3,702	3,764	3,829	4,016	4,124	4,068	3,990	3,990

(注) 郵便当座預金口座はポステ・イタリアーネの独自商品。郵便貯金口座、郵便貯金証書は預託貸付公庫（CDP）が発行、運用する商品である(利付郵便貯金証書の残高には経済財務省（MEF）発行分も含まれる)。

(出所) Posteitaliane, Annual Report 各年版

<https://www.posteitaliane.it/en/financial-statements-and-reports.html#/>

バンコ・ポスタが自社商品として提供している郵便当座預金口座には「Conti Correnti BancoPosta」と基本口座である「Conto BancoPosta di Base」の 2 種類がある。前者は 5 つのオプションがあり（図表 13）口座維持手数料が月額 2~10 ユーロであるが、給与や年金の受取口座に指定した場合や一定額以上の残高がある場合、ポステ・イタリアーネ・グループの他サービスを利用している場合などに月額 1~3 ユーロになる⁹⁰。

後者は、金融包摂の観点から現金決済サービスを提供する基本口座であり、年間手数料 30€の標準バージョンと年金受給者用のオプションがある。標準バージョンは所得額 11,600€未満で無料（要所得証明書）、印紙税が免除される。年金受給者用は年額 18,000€までの年金受給者が手数料無料となる⁹¹。

これに加えて、カードに現金をチャージすることにより、イタリア国内や海外で支払や送金等を行うことが可能となるプリペイドカード（Postepay cards 及び Postamat cards）を数種類販売する他、大企業、中小企業向け郵便当座預金も提供している。

⁸⁷ Posteitaliane “Annual Report 2024” p.501

⁸⁸ Posteitaliane “Annual Report 2024” p.735

⁸⁹ 預託貸付公庫(CDP)定款 https://www.cdp.it/sitointernet/en/statuto_cdp.page

⁹⁰ ポステ・イタリアーネウェブサイト <https://www.poste.it/prodotti/conto-corrente-bancoposta.html>

⁹¹ ポステ・イタリアーネウェブサイト <https://www.poste.it/prodotti/conto-corrente-bancoposta-di-base.html>

図表 13 : バンコ・ポスタの郵便当座預金と当座貸越

Conto BancoPosta		Start (30歳未満)	Start	Medium	Plus	Premium
口座管理料		2 €/月 期間限定*10 €/月	7 €/月 期間限定0€/月	8 €/月 期間限定0€/月	10 €/月 期間限定0€/月	11 €/月 期間限定0€/月
サービス	オンライン開設	✓	✓	✓		
	オンライン・アプリからの送金	✓		✓	✓	✓
	Postepayデビットカード発行	✓	✓	✓	✓	✓
	ネット・モバイルバンキング (マルチチャネルバンキング)	✓	✓	✓	✓	✓
	Postamat ATMからの引き出し	✓	✓	✓	✓	✓
	銀行ATMからの引き出し					✓
	小切手帳 (1冊目のみ)	✓				✓
	クラシッククレジットカード発行				✓	
	プレミアムクレジットカード発行					✓

*1 2026年4月末までのプロモーションで最初の24か月の料金

(出所) Posteitaliane, <https://www.poste.it/prodotti/conto-corrente-bancoposta.html>

当座貸越

上限金額	条件	年金利	諸経費込み実質年利 (APR)
€1,500	正味月収 (年金) €1,000 以上	8.90%	10.27%
€3,000	正味月収 (年金) €1,500 以上	8.90%	9.93%
€5,000	正味月収 (年金) €3,000 以上	8.90%	9.76%

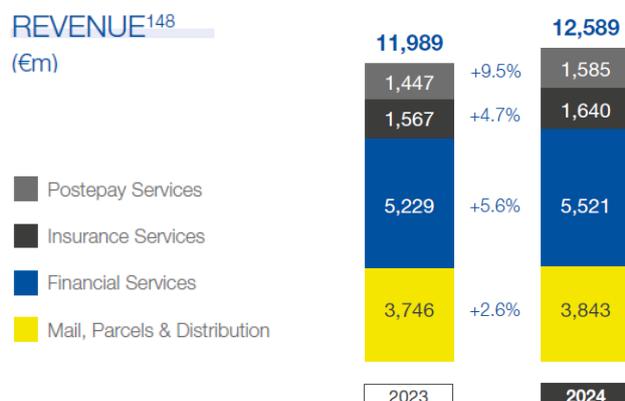
(出所) Posteitaliane, <https://www.poste.it/prodotti/fido-bancoposta.html>

(注) ローン実施機関は Deutsche Bank S.p.A

ペイメントカードの発行枚数は **2,980** 万枚、うち PostePay card が **2,240** 万枚、さらに PostePay card のうち PostePay Evolution card が **1,050** 万枚であった。また SIM Poste Mobile の固定・携帯電話回線が **485** 万に達した。(2024年12月末)⁹²。

バンコ・ポスタの郵便貯金商品による収益 (revenue from BancoPosta services) は **17.3** 億ユーロ (2024年12月末) で⁹³、金融サービス部門の経常収益 **55.2** 億ユーロの3割以上を占める主要収益源の一つである。

図表 14 : セグメント別収益



(出所) Posteitaliane “Annual Report 2024” p.112

⁹² Posteitaliane “Annual Report 2024” p.150

⁹³ Posteitaliane “Annual Report 2024” p.753

5. 口座維持手数料等の導入状況

当座預金口座には前述のとおり、数ユーロの口座維持手数料が導入されているが、バンコ・ポスタをメインバンクとしている場合や若年層・高齢者は安価に利用することができる。

6. リスク性金融商品概要

ポステ・イタリアーネはETFに投資するMoneyfarm社の資産管理商品をオンライン限定で提供している⁹⁴ほか、子会社のバンコポスタ・フォンディバンコポスタ・フォンディがシュローダー・インベスト・マネジメントと提携して、投資信託商品を提供している。ローリスク・ミドルリスク商品を主流とした18本のファンドラインナップであり、積立プランもある。

図表 15：バンコ・ポスタの取り扱いファンド

名称	積立	リスク指標 (1~7)	型	運用対象	運用会社	備考
BancoPosta ユニバーススタート	○	1	債券型	ユーロ圏短期国債・社債	BancoPosta Fondi SGR	社債は最大30%
BancoPosta ユニバース債券+	○	2	債券型	グローバル債券	BancoPosta Fondi SGR	新興国債券は最大50%
BancoPosta プリモ	○	2	債券型	短中期国債・社債	BancoPosta Fondi SGR	ユーロ以外の通貨は最大30%、新興国は最大30%
BancoPosta ユーロ中長期債	○	2	債券型	IMF加盟国の国債	BancoPosta Fondi SGR	ユーロ以外の通貨は最大30%、新興国は最大30%
BancoPosta プレミアム債券2030		2	債券型	ユーロ短期国債・社債	BancoPosta Fondi SGR・Anima SGR	年限は約5年
BancoPosta ミックス1	○	2	バランス型	債券・株式(最大20%)	BancoPosta Fondi SGR・Anima SGR	ユーロ以外の通貨は最大30%、新興国は最大30%
BancoPosta ミックス2	○	2	バランス型	債券・株式(最大40%)	BancoPosta Fondi SGR・Anima SGR	ユーロ以外の通貨は最大30%、新興国は最大30%
BancoPosta ミックス3	○	3	バランス型	債券・株式(最大60%)	BancoPosta Fondi SGR・Anima SGR	ユーロ以外の通貨は最大30%、新興国は最大30%
Poste サステナブル投資	○	3	バランス型	債券・株式(最大50%)	BancoPosta Fondi SGR・Amundi SGR	ESGに焦点を当てた地域・セクター分散
BancoPosta ルネサンス	○	3	バランス型	債券・株式(最大50%)	BancoPosta Fondi SGR・Anima SGR	PIRのみ対象の「P」ユニットは、年間4万€(計20万€)まで非課税
BancoPosta ユニバース40	○	3	バランス型	債券・株式(最大40%)	BancoPosta Fondi SGR	マルチマネージャーファンド
BancoPosta ユニバース60	○	3	バランス型	債券・株式(最大60%)	BancoPosta Fondi SGR	マルチマネージャーファンド
BancoPosta テーマ別ユニバース	○	4	バランス型	債券・株式(50%以上)	BancoPosta Fondi SGR	マルチマネージャーファンド、環境・イノベーション等のテーマ投資
BancoPosta アクティブセレクション	○	3	バランス型	債券・株式(最大40%)	BancoPosta Fondi SGR・Amundi Asset Management S.A.	コモディティは最大10%、新興国は最大30%
BancoPosta インカムホライズン	○	3	バランス型	債券・株式	BancoPosta Fondi SGR・Eurizon Capital SGR	EURIBOR 3M+2%の分配目標
BancoPosta フレキシブル株式	○	5	バランス型	債券・株式(40~90%)	BancoPosta Fondi SGR・Eurizon Capital SGR	逆張り方針のダイナミックエクスポージャー
BancoPosta ユーロ株式	○	4	株式型	ユーロ圏株式	BancoPosta Fondi SGR・Amundi SGR	債券・短期金融資産は最大30%
BancoPosta 国際株式	○	4	株式型	グローバル株式	BancoPosta Fondi SGR・Anima SGR	債券・短期金融資産は最大30%、小型株は最大30%

※PIR(個人貯蓄プラン)とは、5年以上の長期投資を前提に非課税とする支援制度

(出所) Posteitaliane <https://bancopostafondi.poste.it/fondi-comuni>

⁹⁴ <https://www.poste.it/prodotti/investimenti-gestione-patrimoniale.html>

7. 貸付業務概要

ポステ・イタリアーネ (Poste Italiane S.p.A) 自体は、貸付を行っておらず、郵便局やウェブサイトを通じて第三者金融機関のローン商品を代理販売し、手数料収入を得ている。個人ローンについては、UniCredit S.p.A.及び BNL Finance S.p.A.が提供する公務員・年金生活者向けのローン⁹⁵や、消費者向け金融業者の Compass S.p.A.、Deutsche Bank S.p.A.、BNP Paribas Personal Finance S.A グループの 100%子会社である Findomestic Banca S.p.A.及び Intesa Sanpaolo S.p.A.⁹⁶が提供するローン⁹⁷、Findomestic Banca が提供するローン⁹⁸等、住宅ローンでは、Findomestic Banca が提供するローン¹⁰⁰を取り扱っている。

2022 年 12 月には、2021 年 6 月に ECB から銀行ライセンスを取得したネオバンク Banca AideXa と協力協定を締結した。AideXA が開発した AI 技術ノウハウとポステ・イタリアーネの顧客ベースを結び付けることによって、オンラインでの融資申請を可能にして中小企業向け融資活動のデジタル化を加速する狙いがある。

8. 金融包摂への取組み

前述のとおり、ポステ・イタリアーネは山間地や離島等の小規模自治体でも金融インフラを維持しているほか、これらの自治体で金融教育・デジタルツールの教育を実施する回数目標を定めている¹⁰²。金融教育では、主に貯蓄、投資、支払い、年金、保険といったテーマが取り扱われる¹⁰³。また、2022 年までに小規模自治体の学校数の 65%に相当する 7,530 校を対象に、貯蓄の重要性について授業を行う。加えて、MEF が保険、社会保障、資産管理の問題に関する市民の知識を向上させるために推進する「金融教育月間」にも協力し、ウェビナーや講義ビデオを提供している。

2023 年 7 月、ポステ・イタリアーネは、18 歳以下を対象にした金融教育目的のポッドキャストシリーズ “Generation EF” を立ち上げた¹⁰⁴。技術進歩に伴い不安定性も増大し、変化の速度が速くなるなど、今の成人とは異なる未来を生きる次世代をターゲットとする。OECD が 15 歳を対象に 3 年毎に実施する国際的な学習到達度調査 (PISA) ¹⁰⁵でイタリアの金融リテラシーが、2012 年、15 年、18 年、22 年と 4 回の調査いずれも OECD 平均を下回るという結果が示されており、イタリア政府も未成年の

⁹⁵ “Quinto BancoPosta”, <https://www.poste.it/gamma/cessioni-del-quinto.html>

⁹⁶ Intesa Sanpaolo とポステ・イタリアーネは 2018 年に住宅・個人ローン販売の契約を締結している。

⁹⁷ “Prestito BancoPosta Classico”, <https://www.poste.it/prodotti/prestito-bancoposta.html>

⁹⁸ “Prestito BancoPosta Flessibile”, <https://www.poste.it/prodotti/prestito-bancoposta-flessibile.html>

⁹⁹ “Prestito BancoPosta Consolidamento”, <https://www.poste.it/prodotti/prestito-bancoposta-consolidamento-debiti.html>

¹⁰⁰ “Prestito BancoPosta Acquisto Casa”, <https://www.poste.it/prodotti/prestito-bancoposta-acquisto-casa.html>

¹⁰¹ “Prestito BancoPosta Ristrutturazione Casa”, <https://www.poste.it/prodotti/prestito-bancoposta-ristrutturazione-casa.html>

¹⁰² Posteitaliane, “Annual Report 2020”, p.246 <https://www.posteitaliane.it/it/educazione-finanziaria.html>

¹⁰³ <https://www.sardegna-reporter.it/2020/01/poste-italiane-al-via-la-prima-edizione-del-progetto-di-educazione-finanziaria-digitale-e-postale-per-i-piccoli-comuni/297069/>

¹⁰⁴ TG Poste, “Poste Italiane e l’Educazione Finanziaria spiegata ai giovani”, 1 August 2023

¹⁰⁵ OECD “What 15-year-old students in Italy know and can do in financial literacy – PISA 2018”

https://www.oecd.org/pisa/publications/PISA2018_VolIV_ITAcuntrynote.pdf

PISA (Programme for International Student Assessment)。義務教育終了の近づいた 15 歳児を対象として、社会参加に不可欠な読解、数学、科学等のスキル、知識をどの程度習得しているか、その知識を実生活で直面する課題にどの程度活用できるかを 3 年毎に調査・測定して国際比較する。

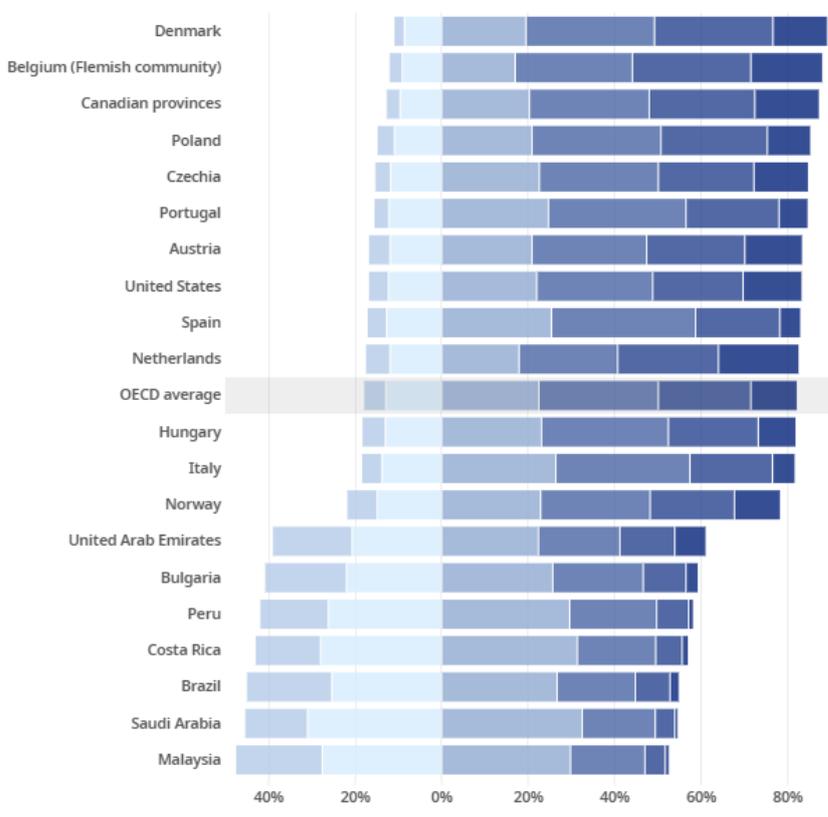
うちから準備させる必要性を認識したものと推測される。ポステ・イタリアーネは、当該世代の代表として17歳の少年が、予算・借金・確率・リスク・年金といったさまざまな金融問題を経験し学習するプロモーションビデオを制作し、オンライン・オーディオで配信している。さらに、小中学校や高等学校での活用を前提に、オンラインゲーム等を通じて学生が楽しく金融知識を学べる無料コンテンツ「MoneyFit」を提供している。

図表 16 : 15 歳の金融リテラシーの国際比較

Financial literacy of 15-year-old students

% of students by PISA level of financial literacy proficiency, 2022

Level: <1 1 2 (baseline) 3 4 5



(出所) OECD https://www.oecd.org/en/publications/pisa-2022-results-volume-iv_5a849c2a-en.html

9. 送金・決済業務概要（キャッシュレス決済、モバイル決済等）

銀行口座振込、小切手、クレジットカード、デビットカードによる決済サービスをバンコ・ポスタブランドのもと PostePay が提供している。一部のクレジットカードについては、他の金融機関と提携関係にあり、例えば、バンコ・ポスタ（Banco Posta）口座用のカード（Carta di credito BancoPosta Classica¹⁰⁶、Carta di credito

¹⁰⁶ “Carta di credito BancoPosta Classica”, <https://www.poste.it/prodotti/carta-di-credito-bancoposta-classica.html>

BancoPosta Oro¹⁰⁷) はドイツ銀行により発行されている。送金は郵便為替 (Vaglia)、マネーグラム、ウェスタン・ユニオン、ユーロジャイロ (Eurogiro)、SEPA 即時送金が利用できる。いずれのサービスも海外送金が可能である。

ポステ・イタリアーネは 22 年 9 月 14 日、子会社の PostePay を通じて、ロンドンに本社を持つゲーム会社 International Game Technology からデジタル決済技術会社 LIS Holding SpA の株式の 100% を 7 億ユーロで取得した。ポステ・イタリアーネの CEO によると、同社史上最大規模の M&A 案件¹⁰⁸となった。LIS は約 55,000 の顧客接点 (touch point) を有し、請求書の支払い、プリペイド決済カード、電話のチャージ、バウチャーなどのサービス、および商人や企業向けのその他のソリューションを提供している。PostePay のネットワークに新たに加わる 55,000 の拠点とポステ・イタリアーネの有する 12,755 の郵便局とのシナジーによって、デジタル決済分野における PostePay のリーディングカンパニーとしての地位の強化、2024 Sustain and Innovate プランの中軸を成す「オムニチャンネル戦略」の推進にさらに貢献することが期待されている¹⁰⁹。2024-2028 年の戦略「Connecting Platform」において、PostePay は「スーパーApp」の中核として位置付けられており、通信サービス分野において新たな光ファイバー事業の機会を活用し、ポステペイ・コネクト・モデルの拡張を通じてモバイル分野における更なる地位強化を目指している¹¹⁰。

10. インターネットバンキング

ウェブサイト上でのオンラインバンキングのほか、「BancoPosta」や「Postepay」アプリで口座管理や送金、振り込み、カードへのチャージ、ローンの申請など基本的なサービスが利用できる。

11. 国際業務概要

外貨両替は 400 以上の郵便局、外貨購入は約 1,500 の郵便局で利用できる¹¹¹。

12. 付随業務概要

保険は、ポステ・イタリアーネ (Poste Italiane S.p.A) の子会社で、生命保険を担当するポステ・ヴィタ (Poste Vita S.p.A) 及びポステ・ヴィタの子会社で損害保険を担当するポステ・アシクラ (Poste Assicura S.p.A) の商品を販売している¹¹²。

また投資信託については、ポステ・イタリアーネ子会社のバンコ・ポスタ・フォンディ (BancoPostaFondi SGR SpA)、バンコ BPM やポステ・イタリアーネが出資する Anima SGR の投資信託商品を販売している。2015 年末まで、当時 Unicredit と仏 BNP Paribas 傘下の資産運用部門であった Pioneer Investment 社の商品を販売していたが、Unicredit は 2017 年に財務状況改善のため Pioneer Investment 社を仏の Amundi に売

¹⁰⁷ “Carta di credito BancoPosta Oro”, <https://www.poste.it/prodotti/carta-di-credito-bancoposta-oro.html>

¹⁰⁸ Poste Italiane website, “Poste Italiane completes LIS Acquisition”, 15 September 2022

¹⁰⁹ Poste Italiane Annual Report 2022, p.372, p.528

Poste Italiane, “Poste Italiane S p A : to acquire 100% of lis – in line with the 24si integrated omnichannel strategy”, Feb. 28, 2022

¹¹⁰ https://www.posteitaliane.it/files/1476609599616/PI_2024_2028_Strategic_Plan_PR_ENG.pdf

¹¹¹ <https://www.poste.it/uffici-postali.html>

¹¹² <https://posteassicura.poste.it/poste-vivere-protetti.html?wt.ac=1476521825900-1476521823992>

却した¹¹³ため、Pioneer Investment 社が運用していたポステ・イタリアーネの 3 本の投資信託の運用は Anima 社が引き継ぐことになった¹¹⁴。Pioneer Investment 社の売却にあたって、ポステ・イタリアーネは Anima Holding 及び CDP とコンソーシアムを組成し競争入札に応募していた¹¹⁵が、最終的に Amundi に敗れることになった。

13. 資金運用（ESG 投資関連を含む）

郵便貯金商品の提供によって調達した資金は、預託貸付公庫（CDP）が公共投資、民間投資等に運用している。ポステ・イタリアーネ（Poste Italiane S.p.A）は CDP から貯金募集に対する手数料収入を得ている。他方、2007 年予算法により、ポステ・イタリアーネはリテール顧客の郵便当座預金口座への預入金をユーロ圏の国債に投資することが求められているほか、50%まではイタリア政府保証債にも投資が可能である。行政からの預入金は MEF との協定により MEF へ預金される¹¹⁶。合計運用利益は 30.0 億ユーロ（証券投資運用収入:22.8 億ユーロ、財務省預託収入:4.1 億ユーロ、その他:3.1 億ユーロ）となっている（2024 年 12 月末）¹¹⁷。

14. 窓口取扱時間

2 シフト制の郵便局では、月曜日から金曜日の 8:20-19:05 と土曜日の 8:20-12:35、1 シフト制の郵便局では月曜日から金曜日の 8:20-13:35 と土曜日の 8:20-12:35 に営業している。ポステ・イタリアーネは郵便局を重要性や取扱量に応じて Centrale、Relazione、Standard、Base (B)、Base (C)にカテゴライズしており、このうち、Base に該当する郵便局は月曜日から金曜日まで 8:20-13:45 と土曜日の 8:20-13:45 に営業している。

15. 他行、地域金融機関等との協業ビジネスの展開

①SME Insurtech

ポステ・イタリアーネは、イタリアの中小企業向け保険市場が欧州の中で遅れている現状を踏まえ、保険分野の子会社 Poste Assicura およびベンチャーキャピタルの LVenture Group と提携し、2021 年 7 月、中小企業向けデジタル保険商品の開発を行うスタートアップを対象に最初の国際提案募集を行った¹¹⁸。同年 10 月に最終選考進出 5 社が選定され、Insoore と Cyberangels の 2 社が勝者となった。この 2 社にはポステ・イタリアーネと Poste Assicura において 3 ヶ月間のトライアル（概念の実証）を開始する機会が与えられる。

¹¹³ Unicredit, “UniCredit successfully concludes the disposal of Pioneer Investments to Amundi”
<https://www.unicreditgroup.eu/en/press-media/press-releases-price-sensitive/2017/unicredit-perfeziona-con-successo-la-vendita-di-pioneer-investmeo.html>

¹¹⁴ Gruppo Posteitaliane, “Annual Report 2015”, p.48

¹¹⁵ Reuters, “Poste hopes to list Pioneer through merger with Anima”
<https://jp.reuters.com/article/unicredit-pioneer-ma-poste-idUKL8N1DG65W>

¹¹⁶ Gruppo Posteitaliane “Annual Report 2020”, p.497

¹¹⁷ Posteitaliane “Annual Report 2024” p.490

¹¹⁸ <https://www.posteitaliane.it/en/sme-insurtech.html>

②Data Appeal Company

そのほか、e コマース事業者の営業力強化を目的として、ベンチャー企業の **The Data Appeal Company** と提携し、AI を活用してソーシャルメディアに対するレピュテーションデータとフィードバック効果を分析・カタログ化するための概念実証を進めている¹¹⁹。**Data Appeal Company** は自社サイトで、この提携は小規模な事業者での実験から始まり、ポステ・イタリアーネのサプライヤーとして認定されるまでに成長し、サービス提供先としてのイタリアの事業者と e コマースを特定するための年次コラボレーションを開始することができた、と述べている¹²⁰。

③Banca AideXa

2022 年 12 月、ポステ・イタリアーネは、2021 年 6 月に ECB から銀行ライセンスを取得した新興ネオバンク **Banca AideXa** と協力協定を締結した¹²¹。**AideXA** が開発した AI 技術ノウハウとポステ・イタリアーネの顧客ベースを結び付けることによって、ポステ・イタリアーネはオンラインでの融資申請を可能にして **SME** 向け融資活動のデジタル化を加速する、一方 **AideXa** は自らの顧客ベースの早急な拡大を図るという期待がそれぞれある。

16. 財務諸表

ポステ・イタリアーネ・グループ (**Gruppo Posteitaliane**) の財務諸表は国際会計基準 (**International Financial Reporting Standards, IFRS**) に則って作成されている。連結ベースの財務諸表とセグメント別情報は以下の通りである。

2024 年のポステ・イタリアーネ・グループの収益 (**net operating revenue**) は **125.9** 億ユーロで、2023 年の **119.9** 億ユーロに比べ前年比 **5.0%** 増となった。また、税引後利益 (**profit for the year**) は **20.1** 億ユーロと、2023 年から **4.1%** の増益となった。

2024 年の収益の内訳をみると、金融サービス (**financial services**) が **55.2** 億ユーロ (構成比 **43.8%**) と収益の 4 割強を占める最大の稼ぎ頭となっている。続いて郵便・小包等事業 (**mail, parcels and distribution**) が **38.4** 億ユーロ (同 **30.5%**)、保険サービス (**insurance services**) が **16.4** 億ユーロ (同 **13.0%**)、支払サービス等 (**postepay servuces**) が **15.9** 億ユーロ (同 **12.6%**) と続く。

¹¹⁹ <https://www.posteitaliane.it/en/data-appeal-company.html>

¹²⁰ Poste Italiane sceglie Data Appeal per arricchire il suo CRM
<https://www.datappeal.io/it/data-enrichment-poste-italiane-sceglie-data-appeal-per-arricchire-il-suo-crm/>

¹²¹ Daily Alts, “160-Year-Old Poste Italiane Ties With Neobank AideXa For Digital Loans to SMEs”, 1 December 2022

図表 17: ポステ・イタリアーネ・グループの財務諸表

Statement of financial position data by operating segment

31 December 2024 (€m)	Mail, Parcels & Distribution	Financial Services	Insurance Services	Postpay Services	Adjustments and eliminations	Total
Assets	13,002	97,170	171,879	12,972	(17,925)	277,098
Non-current assets	10,112	73,221	147,668	740	(3,697)	228,045
Current assets	2,890	23,949	24,161	12,231	(14,228)	49,003
Non-current assets and disposal groups held for sale	-	-	50	-	-	50
Liabilities	9,511	93,809	165,151	11,703	(14,785)	265,388
Non-current liabilities	4,294	8,011	163,391	74	(617)	175,154
Current liabilities	5,217	85,798	1,760	11,629	(14,169)	90,235
Other information						
Capital expenditure	940	0	4	22	(0)	966
Investments accounted for using the equity method	39	276	0	17	-	332

31 December 2023 (€m)	Mail, Parcels & Distribution	Financial Services	Insurance Services	Postpay Services	Adjustments and eliminations	Total
Assets	13,223	98,450	164,024	12,712	(17,633)	270,777
Non-current assets	9,934	73,325	144,516	737	(3,698)	224,814
Current assets	3,289	25,125	19,508	11,975	(13,936)	45,963
Non-current assets and disposal groups held for sale	-	-	50	-	-	50
Liabilities	10,340	95,640	157,634	11,269	(14,496)	260,388
Non-current liabilities	4,125	10,014	156,402	85	(669)	169,958
Current liabilities	6,215	85,626	1,232	11,185	(13,827)	90,430
Other information						
Capital expenditure	814	0	6	25	-	845
Investments accounted for using the equity method	27	267	-	-	-	294

Economic data by operating segment

FY 2024 (€m)	Mail, Parcels & Distribution	Financial Services	Insurance Services	Postpay Services	Adjustments and eliminations	Total
Net external revenue from ordinary activities	3,843	5,521	1,640	1,585*	-	12,589*
Net intersegment revenue from ordinary activities	5,597	919	(160)	274	(6,631)	-
Net operating revenue	9,441	6,440	1,480	1,858*	(6,631)	12,589*
Total costs	(9,678)	(5,556)	(109)	(1,330)*	6,630	(10,042)*
<i>of which: Depreciation, amortisation and impairment</i>	(890)	(0)	(2)	(35)	74	(855)
<i>of which: Other non-cash expenses</i>	(559)	11	4	(18)	-	(562)
Operating profit/(loss)	(237)	884	1,371	529	(0)	2,546
Finance income/(costs)	(37)	(1)	126	1	-	89
(Impairment losses)/reversal of impairment losses on debt instruments, receivables and other assets	13	0	1	0	-	14
Profit/(Loss) on investments accounted for using the equity method	2	20	-	0	-	22
Intersegment finance income/(costs)	4	18	(51)	28	(0)	-
Taxes for the period	168	(248)	(414)	(164)	-	(658)
Profit/(loss) for the period	(88)	674	1,033	394	(0)	2,013

FY 2023 (€m)	Mail, Parcels & Distribution	Financial Services	Insurance Services	Postpay Services	Adjustments and eliminations	Total
Net external revenue from ordinary activities	3,746	5,229	1,567	1,447*	-	11,989*
Net intersegment revenue from ordinary activities	5,245	866	(148)	264	(6,227)	-
Net operating revenue	8,991	6,095	1,419	1,710*	(6,227)	11,989*
Total costs	(9,033)	(5,232)	(59)	(1,271)*	6,227	(9,368)*
<i>of which: Depreciation, amortisation and impairment</i>	(844)	(0)	(2)	(36)	71	(811)
<i>of which: Other non-cash expenses</i>	(301)	(3)	(1)	(24)	-	(330)
Operating profit/(loss)	(43)	863	1,360	440	0	2,620
Finance income/(costs)	(41)	(1)	102	2	-	62
Impairment losses/(reversals of impairment losses) on financial assets	25	0	(0)	(0)	-	25
Profit/(Loss) on investments accounted for using the equity method	2	18	-	-	-	20
Intersegment finance income/(costs)	8	13	(51)	30	0	-
Income tax expense	2	(246)	(417)	(134)	-	(794)
Net profit/(loss) for the year	(46)	647	994	338	0	1,933

(出所) Poste Italiane, “Annual Report 2024” p.505-507

バンコ・ポスタの貸借対照表（図表 18）をみると、2024 年の総資産は 968.2 億ユーロ、顧客からの預金（due to customers）は 814.8 億ユーロと増加基調にある。

図表 18 : バンコ・ポスタの貸借対照表

Assets (€)		31 December 2024	31 December 2023
10.	Cash and cash equivalents	4,332,979,411	4,731,804,421
20.	Financial assets measured at fair value through profit or loss	34,148,723	26,196,661
	<i>a) financial assets held for trading</i>	-	-
	<i>b) financial assets designated at fair value</i>	-	-
	<i>c) other financial assets mandatorily measured at fair value</i>	34,148,723	26,196,661
30.	Financial assets measured at fair value through other comprehensive income	33,644,541,254	33,069,070,448
40.	Financial assets measured at amortised cost	45,829,201,519	44,561,934,123
	<i>a) due from banks</i>	655,027,116	976,196,905
	<i>b) due from customers</i>	45,174,174,403	43,585,737,218
50.	Hedging derivatives	2,679,444,548	4,256,825,277
60.	Adjustments for changes in hedged financial assets portfolio (+/-)	-	-
70.	Investments	-	-
80.	Property, plant and equipment	-	-
90.	Intangible assets	-	-
	<i>of which:</i>		
	<i>- goodwill</i>	-	-
100.	Tax assets	499,193,692	642,226,681
	<i>a) current</i>	-	-
	<i>b) deferred</i>	499,193,692	642,226,681
110.	Non-current assets and disposal groups held for sale	-	-
120.	Other assets	9,798,968,798	10,856,890,504
	Total assets	96,818,477,945	98,144,948,115
Liabilities and equity (€)		31 December 2024	31 December 2023
10.	Financial liabilities measured at amortised cost	89,011,842,859	90,963,258,845
	<i>a) due to banks</i>	7,532,463,636	10,335,597,387
	<i>b) due to customers</i>	81,479,379,223	80,627,661,458
	<i>c) debt securities in issue</i>	-	-
20.	Financial liabilities held for trading	8,183,088	2,597,924
30.	Financial liabilities designated at fair value	-	-
40.	Hedging derivatives	1,347,664,565	1,135,604,715
50.	Adjustments for changes in hedged financial liabilities portfolio (+/-)	-	-
60.	Tax liabilities	314,740,919	266,193,083
	<i>a) current</i>	-	-
	<i>b) deferred</i>	314,740,919	266,193,083
70.	Liabilities associated with non-current assets held for sale and discontinued operations	-	-
80.	Other liabilities	2,682,260,896	2,832,777,755
90.	Employee termination benefits	2,028,698	2,083,064
100.	Provisions for risks and charges:	143,028,185	163,499,489
	<i>a) commitment and guarantees given</i>	-	-
	<i>b) pensions and similar obligations</i>	-	-
	<i>c) other provisions for risks and charges</i>	143,028,185	163,499,489
110.	Valuation reserves	(366,335,376)	(840,662,686)
120.	Redeemable shares	-	-
130.	Equity instruments	450,000,000	450,000,000
140.	Reserves	2,610,107,471	2,569,251,467
150.	Share premium reserve	-	-
160.	Share capital	-	-
170.	Treasury shares (-)	-	-
180.	Profit/(Loss) for the year (+/-)	614,956,640	600,344,459
	Total liabilities and equity	96,818,477,945	98,144,948,115

(出所) Poste Italiane “Annual Report 2024” p.708-709

図表 19: バンコ・ポスタの経常収益内訳

Description (€m)	FY 2024	FY 2023	Changes
Income from investment of postal current account deposits and free cash	2,996	2,702	294
Fees for collection of postal savings deposits	1,725	1,740	(15)
Insurance brokerage	660	623	37
Other revenue from current account services	428	428	-
Distribution of payment products and services	259	251	8
Distribution of loan products	251	191	60
Commissions on payment of bills by payment slip	193	208	(15)
Distribution of investment funds	119	94	25
Income from delegated services	89	91	(2)
Other products and services	31	34	(3)
Money transfers	17	17	-
Total	6,768	6,379	389

(出所) Poste Italiane “Annual Report 2024” p.647

2023年12月期のバンコ・ポスタ（Banco Posta）の経常収益は67億6,800万ユーロと前年から6.1%増加した。内訳をみると、郵便当座預金口座（postal current account）からの収益（郵便当座預金の運用収益30.0億ユーロ及びサービス手数料4.3億ユーロ）が合計34.3億ユーロ（構成比50.6%）と最も大きい。また、預託貸付公庫（CDP）が提供する金融商品である郵便貯金の募集に伴う手数料収入（Fees for collection of postal savings deposits）も17.3億ユーロ（同25.5%）と高い割合を占めている。

第3章 民間リテール金融機関の概要

イタリアの主要リテール金融機関としては、ポステ・イタリアーネ（Poste Italiane S.p.A：ブランド名はバンコ・ポスタ BancoPosta）のほか、庶民銀行（Banche Popolari）や信用協同組合銀行（Banche di Credito Cooperative）といった協同組織金融機関（BCCs）が挙げられる。ただし、協同組織金融機関については、そもそも小規模金融機関が多いことに加え、イタリア経済低迷による業績不振も相まって、拠点の閉鎖が相次いでおり、その存在感は大きく低下している。2015年から2024年の10年間でイタリア国内の金融機関の支店数は36%減少した¹²²。こうした拠点閉鎖は大手金融グループ主導で行われており、リストラされた従業員の9割を5大金融グループの従業員が占めていた。

図表 20: イタリア国内の金融機関数・支店数・従業員数

ITALY			
	Banks	Branches	Employees
31/12/2024	420	19.655	261.653
31/12/2023	428	20.160	262.249
31/12/2022	438	20.985	264.287
31/12/2021	456	21.650	269.779
31/12/2020	474	23.480	275.433
31/12/2019	488	24.312	282.129
31/12/2018	505	25.409	278.152
31/12/2017	538	27.374	286.222
31/12/2016	604	29.027	299.645
31/12/2015	643	30.258	302.721

(出所) Banca d'Italia, "Banks and Financial Institutions - Branch Network -Year 2024"

ここではリテール金融サービスを提供している銀行のうち、総資産規模で上位であるインテザ・サンパオロ（商業銀行）を取り上げる。

インテザ・サンパオロ（Intesa Sanpaolo）

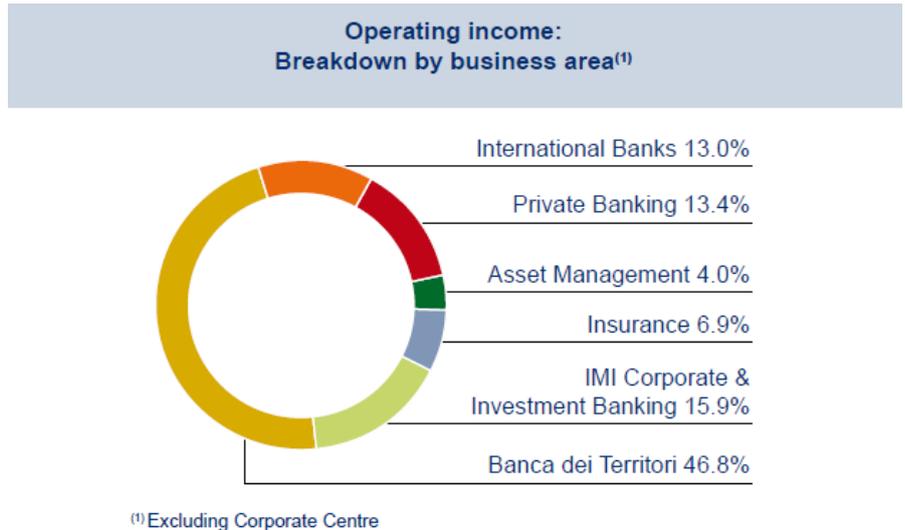
インテザ・サンパオロ・グループは、2007年1月1日にインテザ銀行（Banca Intesa：1998年設立）とサンパオロ銀行（Sanpaolo IMI：1998年設立）が合併してできた銀行であり、欧州だけでなく、中東、アジア、アメリカ、ブラジル、北アフリカに支店や駐在員事務所を展開している。2024年12月末で総資産は9,333億ユーロ、収益（operating income）271.1億ユーロ（管理部門除く）、国内従業員数71,320人、国内支店数2,971を有する¹²³。グループ総収益に占めるシェアが最も高いのは国内商

¹²² Banca d'Italia, "Banks and Financial Institutions - Branch Network -Year 2024"

¹²³ Intesa Sanpaolo, "Annual Report 2024", p.22-27

業銀行業務（Banca dei Territori）で 46.8%、次いで投資銀行業務が 15.9%、プライベートバンキング業務が 13.4%、海外での銀行子会社からの収益が 13.0%等となっている（2024 年 12 月末）¹²⁴。国内商業銀行業務では、イタリア国内のリテール、中小企業、NPO 向けビジネスを重視している¹²⁵。2020 年に同行は UBI バンカに買収提案をしたもののこれを拒否されたため、7月に UBI バンカの敵対的買収に踏み切った¹²⁶。

図表 21：総収益に占めるシェア



(出所) Intesa Sanpaolo “Annual Report 2024”, p.34

なお、インテザ・サンパオロ単体（Intesa Sanpaolo S.p.A.）の総資産は 6,585 億ユーロ、収益は 188.2 億ユーロ、国内従業員数は 63,444 人（パートタイム従業員を含む）、国内支店数は 2,727 である（2024 年 12 月末）¹²⁷。

(1) 総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア

同グループの 2024 年末時点の総資産は、9,333 億ユーロ、イタリア銀行業界の総資産（3.85 兆ユーロ）に占める割合は 24.2%である。顧客預金残高は 5,520 億ユーロ、融資残高は 4,215 億ユーロである。2025 年 9 月末で顧客数は約 2,150 万人（イタリア 1,390 万人、国外 760 万人）である¹²⁸。

¹²⁴ Intesa Sanpaolo “Annual Report 2024”, p.34

¹²⁵ Intesa Sanpaolo “Italian Leader with a European Scale Updated as at 1 April 2021” p.12
https://group.intesasanpaolo.com/content/dam/portalgroupp/repository-documenti/investor-relations/Contenuti/RISORSE/Documenti%20PDF/en_gruppo/Brochure_istitutuz_uk.pdf

¹²⁶ https://group.intesasanpaolo.com/content/dam/portalgroupp/repository-documenti/investor-relations/Contenuti/RISORSE/Documenti%20PDF/ubi/20200217_UBI_Ba_uk.pdf

¹²⁷ Intesa Sanpaolo “Annual Report 2024” p.878

¹²⁸ Intesa Sanpaolo, “The Intesa Sanpaolo Group at a Glance As at 30 September 2025”

図表 22：総資産、預金残高、融資残高（百万ユーロ）

		Changes amount	%
Loans to customers	31.12.2024	421,512	
	31.12.2023	430,493	-8,981 -2.1
Total assets	31.12.2024	933,285	
	31.12.2023	965,313	-32,028 -3.3
Direct deposits from banking business	31.12.2024	584,508	
	31.12.2023	577,582	6,926 1.2

(出所) Intesa Sanpaolo “Annual Report 2023”, p.24

(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状

現地の銀行情報ウェブサイト Conto Deposito によると、インテザ・サンパオロが預金口座として提供する XME Digital Savings Bank は、同行のモバイルアプリに連動した機能を持つデジタル口座である。口座開設・維持・閉鎖手数料はかからない¹²⁹。

(3) 提供商品

当座預金、PIR 貯蓄商品を提供している。その他、消費者ローン、自動車ローン、環境対応車両購入専用ローン、環境対応住宅リフォーム専用ローン、不動産融資、学資ローン、公務員向けローン、各種保険（自動車、住宅、生命、医療等）、投資信託販売、証券取引サービス、個人年金、家計管理サービス、資産管理サービス等を提供している。

(4) 子会社、関連会社への出資状況

2024 年 12 月時点で国内外、直接間接出資合わせて 75 の子会社を有している¹³⁰。イタリア国内の主な子会社として、Isybank（旧 Banca 5：インスタントバンキング）、Eurizon Capital（アセットマネジメント）、Intesa Sanpaolo Assicura（損害保険）、Intesa Sanpaolo Private Banking（プライベートバンキング）、Intesa Sanpaolo Vita（生命保険）を展開している。

また、海外では、ロシア、セルビア、エジプト、ハンガリー、アルバニア、アイルランド、ルクセンブルク、ルーマニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ウクライナ、クロアチア、スロバキア、スイス、モルドバ、ブラジル、米国、中国、フランスに子会社を有している。

(5) ESG 投資

インテザ・サンパオロ・グループの発表によると、同行は、イタリア国内の ESG 投資市場において約 30% のシェアを有していると推計される。特に、グループ会社の

¹²⁹ Conto Deposito, <https://www.contodeposito.eu/conto-deposito-intesa-san-paolo/>

¹³⁰ Intesa Sanpaolo Annual Report 2024, p.514～

Eurizon Capital は、イタリア初となるサステナブル投資・責任投資に強みを持つアセットマネジメント企業であり、債券分野においてもイタリアのアセットマネジメント企業として初めて、グリーンボンドに投資する債券ファンド「Absolute Green Bonds」を組成した実績を持つ¹³¹。

インテザ・サンパオロは 2022 年 2 月、4 つの目標を柱とする、「ビジネスプラン 2022-2025」を発表した¹³²。4 つの柱の一つが、社会インパクトにおける世界クラスのポジションと気候変動対策への強いフォーカスを持った ESG コミットメントである。2021 年 10 月に NZBA (Net Zero Banking Alliance) に参加、2030 年までに自己の排出について、さらに 2050 年までに投融资ポートフォリオの排出について net zero 達成にコミットメントを表明した¹³³。

(6) TCFD 提言への対応

2018 年 10 月に TCFD 提言への賛同を表明し¹³⁴、以降、非財務情報等において気候変動への対応について詳細な開示を行ってきたが、2021 年 10 月には初となる TCFD レポート (2021 年版) を公表した。

TCFD レポートによると、同行は 2019 年末に「ISP4ESG」と呼ばれる社内プロジェクトを開始し、ESG や気候変動関連の論点をビジネスモデルや戦略に統合するための様々な取り組みを推し進めている。活動にあたっては、①ESG ガバナンス、②サステナブル融資、③サステナブル投資、④コーポレートセンター・サプライチェーン・実現要因を、グループ一体となって取り組むべき「4 つのメインストリーム (主流の課題)」として特定している¹³⁵。

うち、②サステナブル融資については、2020 年から 2021 年にかけて、グループのローン・ポートフォリオに関わる各種活動をマッピングするための大規模なプロジェクトが実施された。特に気候変動リスクが高い活動を特定することで、より持続可能なエクスポージャーの構築や、新しいビジネスチャンスの特定を実現することが目的となっている。また、EU タクソノミーなどの規制要求にも対応する。③サステナブル投資に関しては、2020 年末より、投資商品に ESG 要因を一層幅広く取り込むための手法やガイドラインの開発に取り掛かっている¹³⁶。

TCFD は 2015 年に G20 の要請を受け FSB (金融安定理事会) によって設立され、2017 年に提言を発表した。2023 年の最終ステータスレポート公表をもって役割を完了し解散した。気候関連情報開示のモニタリング機能は IFRS 財団が設立した ISSB (国際サステナビリティ基準審議会) に引き継がれている。

¹³¹ Intesa Sanpaolo “TCFD Report 2020-2021” p.50

¹³² Intesa Sanpaolo, “2022-2025 Business Plan”, 4 February 2022

¹³³ Intesa Sanpaolo, “2024 CLIMATE REPORT”

¹³⁴ Intesa Sanpaolo, <https://group.intesasanpaolo.com/en/newsroom/press-releases/2018/10/CNT-05-0000000519812>

¹³⁵ Intesa Sanpaolo “TCFD Report 2020-2021” p.21

¹³⁶ Intesa Sanpaolo “TCFD Report 2020-2021” p.21

第4章 最近の金融動向と今後の展望

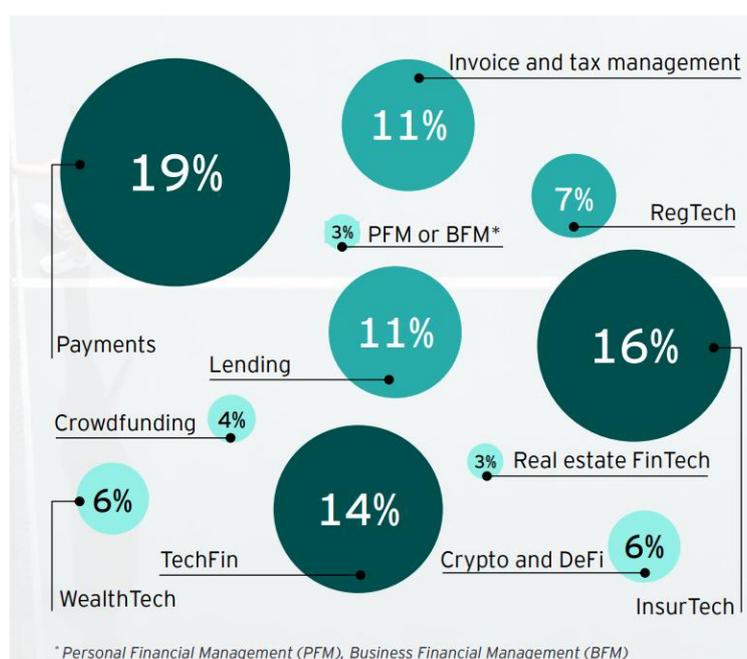
1. 金融ビジネスにおけるDX、フィンテック、キャッシュレスの動向

(1) フィンテックの動向

イタリアでは、2010年以降、年間12社程度のペースでフィンテック企業が増加し、2017年上期末時点で102社のフィンテック企業¹³⁷が活動していた。Italian Fintech Map 2025によると、イタリアのフィンテックエコシステムは依然としてヨーロッパの中では小規模ながら、485社のフィンテックとインシュアテックの新興企業とスケールアップ企業により形成されているとされる¹³⁸。

アーンスト・アンド・ヤング（EY）が2025年1月から4月にかけて実施したイタリアで活動するフィンテック企業に対する調査では、90社がアンケートに回答した。事業内容をみると、決済（Payment）、が19%で最大であり、保険（Insurtech）が16%、TechFinが14%と続く（図表23）。

図表23：フィンテック企業の事業内容別割合



（出所）EY, Founders vs. Investors: two faces of FinTech funding June 2025A study on the Italian market”, p.12

この数年、BNPL（Buy Now Pay Later）サービスがイタリアの消費者の間で最も人気のある支払い手段のひとつとなっている。業界レポートの予測によると、今後も2022～28年にかけて年率36%の成長が期待されている¹³⁹。かかる市場でBNPLアプ

¹³⁷ Fintech Global, “2017 has already seen more investment in Italian FinTech companies than the whole of last year” <https://fintech.global/2017-has-already-seen-more-investment-in-italian-fintech-companies-than-the-whole-of-last-year/>

¹³⁸ Fintech District, “Italian Fintech Map 2025”, p.5

¹³⁹ “Italy Buy Now Pay Later (BNPL) Markets Report 2022 - 2028: Strategic Alliances are Rising to Launch Innovative Split Payment Solutions”,

りの”Scalapay”が 2022 年 2 月、4.97 億ドルの資金調達を実施して企業価値 10 億ドルを達成、イタリア企業初のユニコーンが誕生した¹⁴⁰。続いて 2022 年 9 月、モバイル決済プロバイダーの Satispay が 3.2 億ユーロの調達に成功し、2 月の Scalapay に次ぐイタリアで 2 番目のユニコーンとなった¹⁴¹。Satispay は 2013 年に創立され、15 年に決済システムを立ち上げた。現在、国内で約 300 万人の個人と 20 万の商店がデジタルウォレットとして利用するイタリア最大のモバイル決済プロバイダーとなっている。

現時点でフィンテック企業が提供する非伝統的金融活動（alternative finance activities）に対する体系的な法令はなく、イタリア銀行や国家証券委員会（Commissione Nazionale per le Società e la Borsa, CONSOB）など所管する省庁レベルでの監督・指導が行われている¹⁴²。例えば、イタリア銀行は、2016 年 11 月に「銀行以外の資金調達に関する条項（Provisions on the collection of savings by subjects other than banks）」を公示（2017 年 1 月 1 日発効）、クラウドファンディング事業の内容を定義するとともに、事業者要件ならびに行動規範を提示した。また、国家証券委員会も投資家保護の観点から、事業者に対していくつかの要件を課している。なお、金融サービス以外の事業、いわゆる技術開発やサポートサービスの分野（基盤事業）に関してはほぼ野放しの状態となっている。しかし、最近の個人情報保護やサイバーセキュリティに対する関心の高まりを受けて（金融サービスに重大な影響を及ぼす可能性あり）、関係省庁や業界団体、また国際機関も交えた調査研究が進められている。イタリア銀行は現在、ビッグデータや機械学習などの革新的な方法論を使用して、金融の安定性に対するリスク特定と防止を改善する手法をテストしており、従来のデータ制御プログラムを新しい機械学習および人工知能技術（AI/ML）と統合するプロジェクトを開始した。

イタリア銀行は 2025 年 4 月に、AI/ML を活用した研究事例に関するレポート¹⁴³を公表した。主な研究分野はデータ検証・補完・業務効率化であり、9 件の事例のうち 6 件は実装済である。AI/ML モデルを導入することで、誤検知の削減や異常値検出の精度向上、データ補完の効率化を目指すのが、導入には人的・技術的・倫理的な準備が不可欠であり、コスト・ベネフィット分析を踏まえた慎重な戦略が求められる。また、今後の展開として報告規則の解析や Q&A ツール等に LLM（大規模言語モデル）の活用を検討中である。

(2) キャッシュレス化の状況

イタリアのキャッシュレス化は、欧州諸国の中でも遅れている。2024 年の ECB の調査によると、イタリアの家計における現金決済比率は件数ベースで 61%、金額ベースで 49%と、2019 年の 82%、58%に比して低下しており、国内ではそれなりにキャッシュレス化の浸透は見られるものの、いずれもユーロ圏 19 カ国平均（52%、39%）を上回っており、欧州諸国の間では依然として遅れている（図表 24）。

¹⁴⁰ “Italy gets its first unicorn as Scalapay raises \$497m from Tencent”, Feb. 23, 2022（Scalapay は 2019 年にミラノで創業した BNPL サービス）。

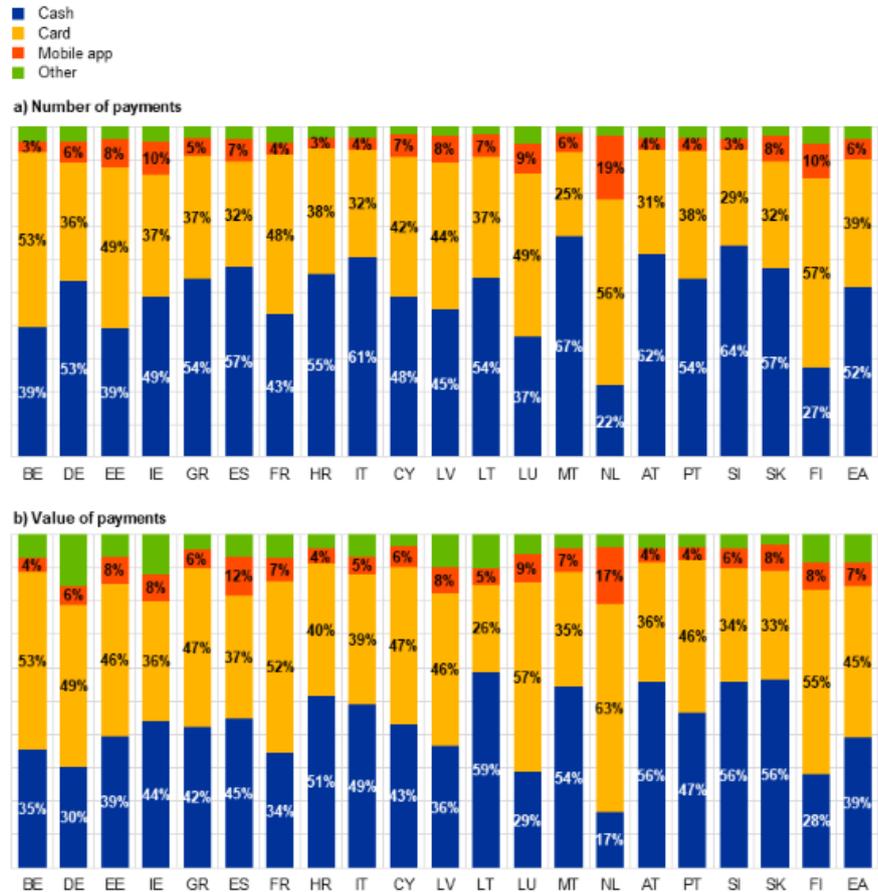
¹⁴¹ PYMNTS “Payments Startup Satispay Raises €320M, Is Italy’s Newest Unicorn”, 28 September 2022

¹⁴² ICLG - Fintech Laws and Regulations, “FinTech Laws and Regulations Italy 2023”, 12 July 2023;

<https://iclg.com/practice-areas/fintech-laws-and-regulations/italy#:~:text=There%20are%20several%20types%20of,and%20invest%20recommendations%20to%20clients>

¹⁴³ https://www.bancaditalia.it/pubblicazioni/qef/2025-0927/QEF_927_25.pdf?language_id=1

図表 24: ユーロ圏諸国の店頭支払いでの現金決済比率

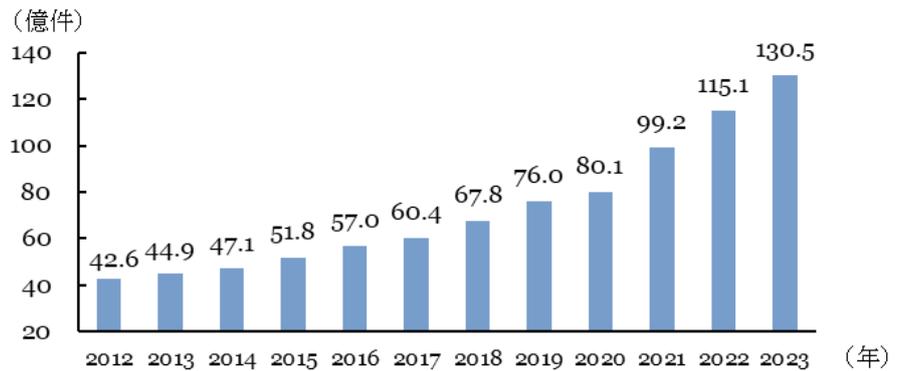


(出所) ECB. “Study on the Payment Attitudes of Consumers in the Euro Area (SPACE) -2024”

ただし、消費者のキャッシュレスに対する利用意向は決して低くはない。先述の ECB 調査では、欧州各国の消費者に望ましい決済方法を尋ねている。結果をみると、イタリアの消費者の 61%がカードなどの非現金決済、20%が現金と回答しており、「明確な好みはない」(19%) も含めると、8 割上が必ずしも現金決済にこだわらない意志を示しており、潜在的な需要は相応にあると考えられる。

次に、イタリアにおけるキャッシュレス取引件数の推移をみると、取引件数は着実に増加していることがわかる (図表 25)。2023 年のキャッシュレス取引件数は前年比で 15 億件増と顕著な増加を見せた。内訳では、デビットカード・クレジットカード・e-money カードの利用が全体の 72.0%を占める。

図表 25 : キャッシュレス取引件数の推移

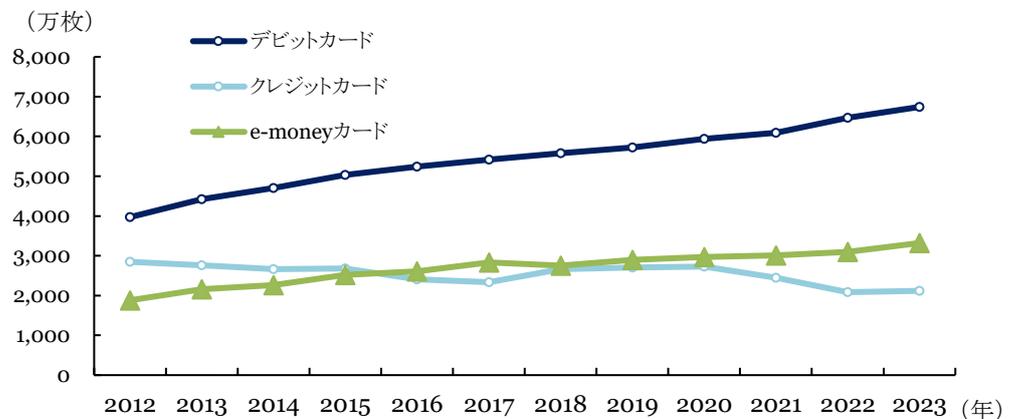


(出所) BIS, “Payments and financial market infrastructures”

Table T5: Volume of cashless payments and withdrawal/deposit transactions より作成
<https://stats.bis.org/statx/toc/CPMI.html>

カードの発行枚数（ストックベース）については、デビットカードが順調に増加している（図表 26）。2023 年のデビットカード発行枚数は、前年比 4.2% 増の 6,742 万枚と 2012 年以降で 70% 増えた。また、クレジットカードの発行枚数は漸減傾向にあり、それに代わって e-money 機能付きカードが増加基調にある。

図表 26 : カード発行枚数（ストックベース）の推移



(出所) 国際決済銀行 (BIS) “Payments and financial market infrastructures”

Table T4: Number of payment cards and terminals より
<https://stats.bis.org/statx/toc/CPMI.html>

2020 年 12 月 8 日、イタリア政府はデジタル化と透明性の高いシステムを推進するため、カード決済やモバイル決済に対して 10% のキャッシュバックを付与する「Italia Cashless」プログラムのテストを開始した。プログラムは 2021 年 1 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日までの 1 年半を対象とし、半年間で少なくとも 50 回の電子決済による支払いをした場合、半年間で 150 ユーロを上限として支払額の 10% がキャッシュバックされるほか、取引回数の多い 10 万人に賞金を出すことやレシート宝くじも含まれた。この施策に対してイタリア政府は 2020 年予算法で年間 30 億ユーロ割り当

てた¹⁴⁴。各種支払い手段に関して中立の立場を堅持する ECB は、本プログラムは ECB のゴールを蝕む恐れありとして当初からこの計画に批判的であったが、ECB の前総裁でもあったマリオ・ドラギを首相として 2021 年 2 月に発足した政権は、2021 年 6 月末を以って本プログラムを終了させてしまった¹⁴⁵。最初の 6 ヶ月経過時点での中止となった。このプログラムに登録したのは約 785 万人、うちキャッシュバック要件を満たしたのは人口の 10%に相当する 589 万人といわれる¹⁴⁶。

(3) モバイル決済の動向

イタリアは欧州諸国のなかで伝統的にデジタル決済利用率の最も低い国のひとつとされているが、欧州でデジタルバンキングやスマートフォンが日常的に普及したことを背景に、イタリアでも多くの商業銀行がオンラインオプション、モバイルアプリ、さらにスマートフォンを使って日常の資金管理を可能にするサービスを提供している。実店舗を持たずに純粋にオンラインだけで活動するインターネット専門銀行も現れている。

2022 年は、10 月に誕生したメローニ政権が決済手段のデジタル化を抑制するような姿勢（次節「リテール決済に関する法規制」参照）を打ち出す一方でデジタル決済がスマートフォンを主要な牽引力として顕著な伸長を見せた 1 年であった。

世界主要国 11 か国（オーストラリア、ブラジル、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、シンガポール、スペイン、英国、米国）のデジタル化状況を調査した PYMNTS のレポート¹⁴⁷は、「イタリアでもモバイルウォレットの利用が上昇している」と指摘している。実店舗での買い物をモバイルウォレットで決済した消費者の割合は 2024 年に 20.8%へと 2022 年から 4.3 ポイント伸びた。他方、2024 年にイタリアでオンラインの買い物をモバイルウォレットで決済した消費者の割合は 41.1%と 2022 年から 25.9 ポイントの上昇となった。11 カ国の平均は実店舗で 21%、オンライン取引で 35%と 2022 年から増加基調にある。

イタリアの 2025 年の e コマース市場におけるシェアは図表 27 の通りである。カードやデジタルウォレットが主流であるが、PostePay や Bancomat Pay のような地元サービスも使われている。銀行振込は、直接かつ安全な取引を求める消費者にとって依然として信頼できる選択肢である。一方で、Wero や EuroPA といった新興プラットフォームは、欧州主導での相互運用可能な移行が期待されている¹⁴⁸。

¹⁴⁴ 第 290 条。 <https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2019/12/30/19G00165/sg>

¹⁴⁵ “Italy cancels controversial cashless campaign”, Sept. 22, 2021

¹⁴⁶ “Italy to scrap ‘cashback’ scheme on card payments from June 30th”, June 29, 2021

¹⁴⁷ PYMNTS “How the World Does Digital 2025”

¹⁴⁸ <https://cross-border-magazine.com/e%E2%80%91commerce-payment-italy-2025/>

図表 27：決済ソリューションのシェア（2025 年）

Payment Method	Estimated Share
Cards (Visa, Mastercard, local)	≈ 31-33 %
Digital Wallets (PayPal, PostePay, Amazon Pay, Google Pay)	≈ 35 %
Bank Transfers (SEPA, MyBank)	≈ 13 %
Bancomat Pay	Growing
Tap to Pay (iPhone NFC)	Emerging
Wero (EPI Wallet)	Launching in 2025

(出所) <https://cross-border-magazine.com/e%E2%80%91commerce-payment-italy-2025/>

(4) リテール決済に関する法規制の状況

イタリアでは、EU の第 2 次決済サービス指令（Payment Services Directive 2, 2015/2366）が Legislative Decree 218/2017 により国内法に適用され、2018 年 1 月 13 日に発効した¹⁴⁹。

【メローニ政権の現金政策】

イタリアでは、2022 年 10 月、極右政党とも呼ばれる「イタリアの同胞」（Brothers of Italy）のメローニ党首を首相とする右派連合政権が発足した。メローニ党首はデジタル化に向かうイタリアの動きを長年批判してきたが、政権発足時から一貫して現金決済の余地を広げることを主張してきた。

新政権は 11 月 22 日に 2023 年度予算案を閣議決定、欧州委員会に提出した。そのなかで現金政策に関して 2 点修正を提起した¹⁵⁰。

①60 ユーロ以下の現金決済の権利保証

60 ユーロ以下の少額支払いについてはデジタル決済を拒否した小売店は罰金の対象となっているが、メローニ政権はこの罰金を廃止し、商店主にデジタル決済を拒否する権利を保証する。この罰金は EU のコロナウイルス関連復興基金から資金供与を受ける条件として前政権が 2022 年前半にコミットしたという経緯がある。

②キャッシュ支払いの上限引き上げ

財・サービスの購入に当たって現金使用を制限する措置として、予算法により政府は毎年、現金使用の上限額を定めることとなっている。2022 年に関しては当初 1,000

¹⁴⁹ <https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2018/01/13/18G00004/sg>

¹⁵⁰ PYMNTS “Italy’s New Government Now Likes Cash”, 4 December 2022

ユーロとされたが、3月に2,000ユーロに引き上げ。1月1日に遡及実施した。(すなわち、2022年に関しては2,000ユーロ以上の取引はデジタルかつトレース可能な取引とする義務を負う)。前政権は2023年1月からは1,000ユーロに引き下げる計画であったがメローニ政権は逆に5,000ユーロに引き上げた。

これに対してイタリア中央銀行からも欧州委員会からも強い批判が出た。中央銀行は2021年の調査ペーパーですでに現金使用と闇経済の間に直接的な関係があることを指摘、現金取引の制限緩和は公式統計に表れない闇経済を助長するとの立場を明確にしている¹⁵¹。欧州委員会は、メローニ政権の施策は「デジタル化推進によって脱税の防止、税収の向上を図る」とするEUの基本方針に反するとして警告した。

中央銀行、欧州委員会の批判に対してメローニ首相は、現金使用と闇経済の関係を否定、現金重視政策はデジタル決済手段を持たない貧困層を助けるものと反論するが、12月に入って①については撤回した。②についても中央銀行は強い懸念を表明したが、最終的に維持された。

2024年、欧州連合はEUR-Lexで利用可能な規則(EU)2024/1624を承認し、EUレベルでの財やサービスに関する現金支払いに€10,000の上限を設けたが、加盟国はより厳しい基準を維持できる自由が認められている。イタリアでは現在も5,000ユーロの上限は維持されている。

(5) 顧客データを活用したビジネス動向

EUは世界に先駆けてオープンバンキングに取り組んだ。欧州内の決済標準化を推進するための法的枠組みである決済サービス指令(Payment Services Directive: PSD)が2007年に誕生していたが、決済のセキュリティの確保、利用者保護、個人情報保護、競争上の公平性確保の観点からEU理事会が2015年10月に改訂した法的枠組みである「決済サービス指令第2版(PSD2)」がヨーロッパのオープンバンキングの重要な促進剤となった。EU理事会は各国に2018年1月13日までにPSD2を国内法に反映することを義務付け、イタリアは同日に実施に移した。

PSD2の施行によって、第三者企業(Third Party Provider: TPP)とのオープンAPI接続を銀行に義務付ける制度が整備され、各国規制当局に認可を受けた事業者らは顧客の同意の下、リクエストに応じて銀行から顧客データを自由に取得したり、決済処理を行ったりできるようになった。

2025年10月にイタリア銀行が公開した”Open Banking in Italy: A Comprehensive Report”¹⁵²によると、PSD2導入から5年が経過した現在、オープンバンキングサービスの利用は限られており、国内オンライン送金のわずか0.13%に留まると指摘されている。利用は主に企業向けに集中しており、企業がERP(基幹業務システム)との統合により活用されている一方、リテール向けは伸び悩んでおり、その背景としては、カードやデジタルウォレットなど既存の強い決済手段との競争が指摘されている。

¹⁵¹ PYMNTS “Italy’s Central Bank clashes with government over cash policy”, 5 December 2022

¹⁵² Banca d’Italia https://www.bancaditalia.it/pubblicazioni/mercati-infrastrutture-e-sistemi-di-pagamento/approfondimenti/2025-067/N.67-MISP.pdf?language_id=1

(6) リテール金融機関の顧客接点における DX

先進的な金融機関の支店では、営業時間外でも操作可能なセルフサービスエリアや Wi-Fi が整備されるほか、商品やサービス説明のためのタブレット等が置かれ、専門的な相談が必要な場合にはリモートで対応可能である¹⁵³。これにより店舗人員削減に加え、顧客に対して各人に最適なサービスの提供や銀行サービスを利用できる時間の拡大が見込める。顧客接点における DX の具体的な事例として、以下のような取り組みが見られる。

インターザ・サンパオロ銀行は、**Business Plan 2022-2025** の主要施策の一つとして、**2023 年 5 月**、**in-house** のデジタル銀行 **ISY Bank** を設立した¹⁵⁴。**340 人**の専任スタッフを配置し、同行がオンラインまたはモバイルサービスに移行させたいと考えている **40 歳以下**の約 **400 万人**の若い顧客を主なターゲットとして銀行サービスを提供する。併せて、グループとしての支店/IT コスト引き下げも目指す。

同行はロンドンのフィンテック **Thought Machine** と **5 年**のパートナーシップを結び、クラウドバンキング・インフラを提供する。**2024 年以降**は、同行の現行ブランドの下に留まるであろう残る **900 万人**のリテール・SME 顧客にも **ISY Bank** のクラウドをベースにしたインフラを徐々に適用していくことを目指す。

イタリアの金融サービスセクターにおける IT プロバイダー **Corvallis** は、**2023 年 4 月 26 日**、顧客としてのイタリアの銀行の DX を支援することを目的として、ロンドンに本部を構える金融ソフトウェア app のグローバルプロバイダー **Finastra** とパートナーシップ締結したことを発表した¹⁵⁵。イタリアですべての金融機関にとってクラウドの採用が重要性を増すなか、**Finastra** のクラウドベースの次世代デジタルバンキングソリューション **Essence** は、金融セクターに効率性と柔軟性の向上、資源の最適化、セキュリティの向上をもたらすことが期待される。

(7) インターネット専門銀行

イタリアのネオバンク数は、情報源により数値が大きく異なっており把握が難しい。イタリアのネオバンクの特徴は、外国のネオバンク (**N26**、**Revolut** 等) が大半であり、イタリアに本部を置くネオバンクは極めて少ないこと、かつそれらのネオバンクは国内フィンテック企業のスタートアップではなく、既存銀行が設立したもの (**Buddybank**、**Widiba**、**HYPE**) がほとんどである。

既存銀行が設立したネオバンクには以下がある：

BuddyBank

2015 年設立、ユニクレディトが提供しているアプリ専用のサービスで、口座維持手数料が無料の当座預金口座のほか、ローン、保険、資産管理等を提供しており、顧客

¹⁵³ <https://home.kpmg/it/it/home/insights/2016/06/new-branch-models-in-the-italian-banking-industry-.html>
<https://www.breakinglatest.news/entertainment/the-branch-of-intesa-sanpaolo-changes-to-corso-giolitti-in-cuneo-and-the-closure-of-the-former-ubi-branch-in-piazza-europa-is-postponed-to-2022/>

¹⁵⁴ Intesa Sanpaolo Press Release, “Intesa Sanpaolo presents ISY Bank, the Group’s New Digital Bank”, 15 June 2023
<https://group.intesasnpaolo.com/en/newsroom/press-releases/2023/06/intesa-sanpaolo-presents-isybank--the-group-s-new-digital-bank>

¹⁵⁵ Finastra Press Release, “Corvallis and Finastra partner to drive digital transformation for Italian banks”, 26 April 2023
<https://www.finastra.com/press-media/corvallis-and-finastra-partner-drive-digital-transformation-italian-banks#:~:text=Italy%2C%20London%20UK%20%E2%80%93%20April%2026,with%20their%20digital%20transformation%20journeys.>

からの問い合わせにチャットで 24 時間対応している点が特徴である。バンキング、ライフスタイルニーズに合わせたチャットを通じたコンシェルジュサービスを伴う、スマートフォン用にデザインされている。

Hype

IllimityBank が 2015 年に Banca Sella グループ（イタリアのリテールフィンテック、すべてのサービスを app を通じて提供）との J/V として設立したネオバンク。170 万人の顧客に P2P、決済等の サービスを提供している。

Widiba

2014 年にサービスを開始した MPS 銀行グループのネオバンクで、デジタル（PC・アプリ）やビデオ通話チャネルのほかに、イタリア全地域をカバーする 500 人以上のファイナンシャルアドバイザーとその 130 以上のオフィスを有し、MPS 銀行の支店とも連携している。ファイナンシャルアドバイザーは Widiba 以外の商品も取り扱っており、顧客に対して利益相反がない。

(8) デジタル通貨導入に向けた動き

ヨーロッパにおける中銀デジタル通貨（CBDC）導入を睨んだ動きは、ECB を中心に、欧州各国の中央銀行により 2020 年 9 月にスタートした。2021 年 7 月 14 日、ECB 理事会は CBDC デジタルユーロの導入に向けたプロジェクトを立ち上げ、本格的な調査フェーズを正式に開始することを決定した¹⁵⁶。2021 年 10 月から約 2 年間にわたって設計や発行方法の検証、市場に与える影響の評価などを行うこととなっている。

欧州委員会は、2023 年 6 月 28 日、デジタルユーロ実現の法的基盤となる法的枠組みの案を発表した。現金を補完する役割を果たし、インターネットに接続されていなくても利用できるにすることや、取引に関する個人情報保護することなどが柱で、同枠組み案では域内企業に対し、デジタルユーロによる決済を原則的に受け入れることや、利用者に無料で決済サービスを提供することを義務づけることも盛り込んだ。法律として成立させるには、EU 加盟 27 カ国と欧州議会の支持が必要となる。CBDC を発行するかどうかを決定するのは ECB であるため、この法律はデジタルユーロそのものを実現するものではない。

ECB 理事会は、「デジタルユーロ」の発行に向けて、デザインや流通に関わる 2 年間の「調査フェーズ」を 2023 年 10 月に終え、2023 年 11 月 1 日から 2 年間の「準備フェーズ」を開始することを 10 月 18 日、正式に決定した¹⁵⁷。2 年間の準備フェーズでは、デジタルユーロのルールブックを完成させ、デジタルユーロのプラットフォームとインフラを開発できる民間プロバイダーを選択するとともに関連のテスト・実験などを行う。2025 年末から「技術的準備フェーズ」に移行した。ここでは基盤システム構築やウォレットアプリの仕様確定、主要プロバイダーの選定が行われる。デジタルユーロの正式導入には EU の「デジタルユーロ規則」の可決が必須であり、現在 EU 議会と EU 理事会で交渉中である。法案が成立すれば、2027 年にはパイロット導入、2029 年の正式発行が見込まれている¹⁵⁸。

¹⁵⁶ https://www.ecb.europa.eu/paym/digital_euro/html/index.en.html

NRI 「デジタルユーロへの道—ECB による設計作業の開始」2021 年 7 月 20 日

¹⁵⁷ ECB Press Release “Eurosysteem proceeds to next phase of digital euro project”, 18 October 2023

¹⁵⁸ ECB https://www.ecb.europa.eu/euro/digital_euro/progress/html/index.en.html

一方、イタリア国内では、2023年6月、イタリア銀行が、国内商業銀行18行およびイタリア銀行協会（ABI）の協力を得て、CBDCの実現可能性を評価するためのパイロット・プロジェクトであるレオニダス・プロジェクト（Project Leonidas）を開始した¹⁵⁹。目的は、金融の安定化や消費者の保護が可能なブロックチェーンアプリケーションの模索を目指すとしている。イタリアはデジタルユーロの熱心な支援国であり、ABIはデジタルユーロ推進キャンペーンを積極的にリードしている一方で、実装にかかるコストが高いとの見方から、銀行が負担する投資は数年間に分割すべきと主張している。

(9) IT人材の育成・活用状況

イタリアはIT人材が著しく不足しているといわれる。欧州委員会が2014年以降毎年発行しているDigital Economy and Society Index (DESI)によると、EU内のイタリアのランクは相当に低い（22年版によると、Human Capital、Connectivity、Integration of digital technology、Digital public serviceの4部門の総合で27か国中18位）、このうち人的資本面は27か国中25位ととくに弱く、IT人材育成の遅れが憂慮される状況にある¹⁶⁰。

①国の施策

EUが策定したEuropean Coalition for Digital Skills and Jobsに基づいて、2020年4月、イタリア技術革新・デジタル移行省が国レベルのCoalitionを策定、次いで7月に2020～2025年を対象とする国家デジタルスキル戦略を発表した¹⁶¹。同年12月に発表された実行計画は、戦略を2025年までに現実化するための100余のアクションおよび2025年までに達成すべき目標や日程表を定めた。

活動対象を「高等教育&トレーニング」、「労働力」、「ICT専門家のスキル」、「全市民」の4つの軸に分け、ICT専門家については、2025年までにIT学科卒業生数を3倍に増やす（女性卒業生は4倍）、SMEによるIT専門家の雇用数、ビッグデータを活用する企業の比率を2倍に増やす等々、将来に向けたキースキルの涵養および労働市場におけるIT専門家の比率の引き上げ等を進め、経済社会/人口動態面でイタリアに類似した国（独、仏、西、波等）との間に存在するギャップの解消を目指す。

デジタルスキル普及目標（2025～2026）では、インフラ整備とも連動しており、公共サービスの80%をオンライン化する目標や人口の70%がデジタルID利用へ移行する目標、75%の公共機関がクラウド移行を目指す計画が進行中である。

②個別機関の取り組み

職員研修の戦略的重要性を強調するポステ・イタリアーネは2015年、スキル別に構成された5つのアカデミーから成るCorporate Universityを設立した¹⁶²。以来、グループ12万人の職員のスキル開発を担ってきた。研修内容は法務、金融、マネジメント、デジタル、配送等々さまざまな職種をカバーし、成長の段階に合わせてパーソナライズされたスキルトレーニングをオンラインで提供する。その一つであるPostal, Logistics and ICTのアカデミーでは、配送ネットワークのスキル開発とICT専門家のスキルの涵養を行う。習得すべきスキルの内容は、社会の変化、技術の進歩に応じて、

¹⁵⁹ “Bank of Italy Plans CBDC Pilot”, 23 June 2023

¹⁶⁰ EC, “Digital Economy and Society Index (DESI) 2022 Italy”

¹⁶¹ EU Digital Skills & Jobs platform, “Italy - National Strategy for Digital Skills”, 14 July 2022

¹⁶² TG/Poste, “Cinque Academy per quattro generazioni: la Corporate University di Poste Italiane”, 2 March 2023 <https://tgposte.poste.it/2023/03/02/academy-corporate-university-poste/>

毎年更新される。トレーニングの質の確保のため、研修のプロや職員がチューターとして配置されている。職員全員が何らかの研修を受講している。

一方、インテザ・サンパオロ銀行は、デジタルが中核的な役割を果たすようになった金融セクターにおいて雇用市場もデジタルに大きな影響を受けているとして、国内外の多くの大学と提携、金融技術、スキル、セキュリティ、法務、マーケティング等々、銀行業務に関連するコースを提供している¹⁶³。たとえば、ソレント大学との提携では、ブロックチェーン、ビッグデータ、IoT、機械学習、AI 等、銀行業務の DX の過程で戦略的な選択を支える科目を提供している。

(10) 生成 AI の活用状況

欧州ではもともと、GDPR（欧州一般データ保護規則）というデータプライバシーに関する厳格な基準を設けており、Open AI 社の ChatGPT（チャット GPT）をはじめとする生成 AI に対してもその急速な成長が社会に与えるリスクの大きさを懸念し、規制強化を推す声が上がっていた。

その中で、イタリアは ChatGPT を公的に禁止した西側で最初の国となった¹⁶⁴。イタリアのデータ保護当局（Garante per la protezione dei dati personali : GPDP）は、2023 年 3 月 30 日、米国の AI スタートアップで ChatGPT の開発企業 Open AI 社に対し、ChatGPT の個人データ収集・処理のあり方が EU の GDPR に違反している疑いがあると判断し、国内で ChatGPT へのアクセスを一時停止した（即日発効）。命令を受け、Open AI 社はイタリアのユーザーによる ChatGPT へのアクセスを遮断する措置を取った。GPDP は、Open AI 社がユーザーから個人データを違法に収集し、未成年が違法なコンテンツにさらされるのを防ぐための年齢確認システムを導入していないと指摘、さらに 3 月 20 日に発覚した機密情報漏洩についても指摘した。

そのうえで GPDP は 4 月 12 日、Open AI 社に対して、4 月 30 日を期限として、データ処理プロセスの明確化、年齢確認の仕組みの整備、オプトアウトの仕組みの整備や AI の学習に関する情報処理を行っていることを個人に知らせる啓発キャンペーンの実施などを、同国内での使用禁止措置を解除する条件として要求した。措置の内容としては透明性の向上、情報通知の公開、年齢制限措置、個人データに関する権利の行使などが挙げられる。Open AI 社は GPDP の要求・指摘に迅速に対処ないし明確化措置を講じたことから、4 月 28 日、GPDP は、ChatGPT の使用禁止措置を解除したことを発表した。

2. 郵便局金融を含めた金融包摂

(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策

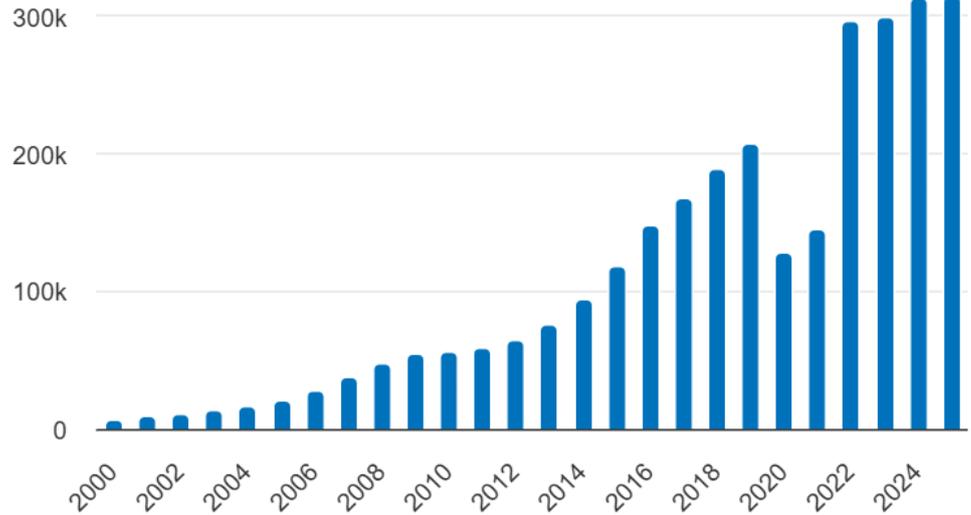
イタリアでは、歴史的に工業化が進んだ北部と、農業中心の南部との間の経済格差が深刻なものとなっている。また 2010 年代前半の中東・北アフリカ地域における民主化運動の影響により欧州諸国への移民が急増したため、イタリアは EU 加盟国にお

¹⁶³ Intesa Sanpaolo “Journey to Universities: Finance and Tech”, June 2021
<https://group.intesasanpaolo.com/en/editorial-section/events-and-projects/projects/education/2021/06/master-fintech-journey-to-the-universities-in-italy>

¹⁶⁴ Reuters, “Italy restores ChatGPT after OpenAI responds to regulator”, April 29, 2023

ける移民の一時受入国としての対応を迫られた。既に失業や貧困の問題が深刻であった南部が移民・難民の受け入れ玄関口となり、短期的な流入急増と国内滞留の長期化による負担を迫られ、社会不安が増大することとなった。

図表 28：イタリアに到着した難民数（2000 年～）



(出所) UNHCR ウェブサイト <https://www.unhcr.org/refugee-statistics>

このような状況下、2018年の総選挙で第一党となった左派ポピュリストの五つ星運動により、2019年4月に新たな所得補償制度である「市民所得（Reddito di cittadinanza）」が導入された¹⁶⁵。同制度の受給条件は、①10年以上国内居住している国民または正規滞在資格を有する外国人、②年間所得および保有資産が一定額以下、かつ受給に際しては就労意思を示すとともに就労機会の提供を受け入れることが定められている。支給はプリペイドカード式で行われ、生活必需品等の物品の購入に利用できる他、一定の範囲内で現金を引き出して使用することができる。

2022年10月の総選挙で誕生した右派のメローニ政権は、「市民所得（Reddito di cittadinanza）」制度を2023年8月1日付けで廃止することをメーデーに発表した。これによって、170万近い家計が当該ベネフィットを失う。

政府は代わりに、2024年1月から次の二つの制度を導入された¹⁶⁶：

①Inclusion Check：対象を未成年の子供、高齢者、障害者を抱えた家計に限定（単に低所得・失業者というだけでは対象から除外）。

②Monetary Aid スキーム：Inclusion Check 対象家計に属さない者の職業訓練を支援。メローニ政権は働ける者と働けない者を区別し、働ける者は援助保護ではなく雇用機会を与えられるべきとの考えから職業訓練を受ける義務を課す。

政権の目的は現行の社会福祉支出を減らすことにあり、この二つの新制度によって政権は、何千という家計を社会福祉の対象から切り離し、市民所得制度の年間費用

¹⁶⁵ 国立国会図書館 調査及び立法考査局 “外国の立法 No.279-2（2019.5）”

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11281070_po_02790208.pdf?contentNo=1

¹⁶⁶ Le Monde, “Italy’s Giorgia Meloni chooses International Workers’ Day to cut minimum income”, 2 May 2023 euronews, “Italy: Meloni’s government cuts welfare benefits to thousands of families by SMS, sparking protests”, 03 August 2023

80 億ユーロに対して Inclusion Check は 54 億ユーロまで削減できると試算した。

さらに極右とされたメローニ首相は当初、移民に強硬路線をとるといわれていたが、2023 年になって「欧州とイタリアは移民を必要としている」と認め、反移民のレトリックを軟化させた¹⁶⁷。7 月の中東・アフリカ・地中海諸国の会合において、不法な人身売買の取り締まりでアフリカ諸国の協力を取り付けるべく、合法的ルートによる移民については受け入れを増やしたいと語った。

2025 年の予算法により、Inclusion Check の所得判定基準の上限が 9,360 ユーロ から 10,140 ユーロへ引き上げられ、年間世帯所得基準も 6,000 から 6,500 ユーロへ引き上げられた¹⁶⁸。また、Monetary Aid スキームについても方針を維持しながら、財源増額により、より多くの失業者が SFL を受けられるよう調整している。政府は、制度導入から 2 年が経過した現在も「働ける人は保護ではなく訓練と就労へ、働けない人は手厚く保護する」という理念を堅持している。

(2) 金融包摂政策

ポステ・イタリアーネでは、約 1,000 人の移動コンサルタントを通じてイタリア全土の小さな自治体や市町村での金融包摂促進のために取り組みを強化している¹⁶⁹。移動コンサルタントは、一人が 3 つから 5 つの郵便局を割り当てられ、それらを巡回しながら、予約制で顧客と面談、顧客に最も適した商品の提案、貯蓄/投資から資産保護全般にわたる相談・アドバイス、顧客のポートフォリオ開発など関連するあらゆる業務を行う¹⁷⁰。これらの業務をこなすため、コンサルタントには投資・保険・資金調達等に関する高度な金融専門知識、対人・交渉・コミュニケーションのスキル、一定規模以上の資産ポートフォリオの管理経験、フィナンシャルアドバイザーの資格等々数多くの要件を満たす人材が選考される。ステイタスはポステ・イタリアーネの無期限・フルタイムの正職員雇用。ポステ・イタリアーネは 2019 年 4 月時点で 1,000 人の移動コンサルタントを抱えていたが¹⁷¹、その後も年に複数回、配属対象地域を移しながら募集が行われており、2025 年も 3・7・9・11 月の申請期限で定期的に募集が公開されている。

その他、移民の金融包摂に関して、イタリア銀行協会 (Associazione Bancaria Italiana, ABI) と内務省の協力により、2011 年に National Observatory on the Financial Inclusion of Migrants が設立された。同機関のレポートによれば、銀行またはバンコ・ポスタの当座預金口座を持つ移民の割合は 2010 年の 61.2%から 2016 年には 74.8%、2022 年は 83%に上昇した。2024 年版レポートでは、外国人名義の当座預金口座の 80% がデジタル化に達したと指摘された¹⁷²。

イタリアでのマイクロファイナンス等ソーシャルファイナンスの現況等は、主として協同組織金融機関 (banche di credito cooperative, BCC)、コンフィディ (consorzi di garanzia collettiva dei fidi, Confidi)、預託貸付公庫 (Cassa Depositi e Prestiti, CDP) がソーシャルファイナンスの機能を果たしている。例えば CDP の関連会社で不動産投資を行う CDP Investimenti SGR S.p.A は、2010 年から「生活のための投資ファンド」(Fondo Investimenti per l'Abitare) という基金を運用しており、そこで学生等を

¹⁶⁷ CGTN, "Italy needs immigration" - Italian PM Meloni backtracks on anti-immigration stance", 25-July-2023

¹⁶⁸ <https://www.comune.milano.it/en/servizi/welfare/assegno-di-inclusione>

¹⁶⁹ PosteItaliane, "Annual Report 2019", p.190-192

¹⁷⁰ "Poste: 1.000 specialisti consulenti mobili per i piccoli Comuni", Nov.26.2020,

¹⁷¹ "POSTE ITALIANE, ARRIVA IL NUOVO RESPONSABILE DEL GESTITO", APRIL 3, 2019

¹⁷² https://www.cespi.it/sites/default/files/documenti/o1_rapporto_def2.pdf

対象とした住宅供給事業（social housing initiative）を行っている（基金総額 20.3 億ユーロ、うち CDP が 10 億ユーロ、銀行保険グループ・民間年金基金が 8 億 8,800 万ユーロ、インフラ・交通省が 1 億 4,000 万ユーロを出資している）¹⁷³。

いわゆるマイクロクレジットについては、最低資本 60 万ユーロを満たしたうえで登録をしていれば、ノンバンクでも貸付が可能となっている¹⁷⁴。マイクロクレジット関係機関のネットワーク組織として、イタリア外務省とカリプロ財団の援助で NGO や市民社会団体が推進する RITMI（Rete Italiana della Microfinanza）が 2008 年に設立され、European Microfinance Network など、多数の欧州マイクロファイナンス組織と連携している¹⁷⁵。

経済格差および貧困の影響により、南部の地域では金融包摂が進まない状況が続いていた。基本的な金融サービスへのアクセスを改善するために、1993 年に統合銀行法を定め、銀行、バンク・ポスタ、決済サービス事業者に対して、「基本口座（Conto di base）」の提供を義務化した¹⁷⁶。所得および資産が一定額を下回る個人が口座開設を認められており、預金、引き出し、支払い、デビットカード利用等のサービスを、各行が定める優遇料金で利用することができる。

「基本口座」自体の手数料は年間 30 ユーロであるが、下記に該当する場合は無料となる。「基本口座（Conto di base）」にて提供される年間の無料サービス範囲は以下の通りである。

図表 29：基本口座の無料サービス内容一覧

対象	口座種別	
	低所得者 (収入・資産等の経済指標 11,600 ユーロ未満)	年金受給者 (年金受給額 18,000 ユーロ未満)
印紙税	非課税	課税
取引照会	6 回	6 回
窓口での現金引き出し	6 回	12 回
ATM 現金引き出し（提携）	無制限	無制限
ATM 現金引き出し（非提携）	12 回	6 回
SEPA ダイレクトデビット	無制限	無制限
SEPA 口座受取（給与・年金）	36 回	無制限
SEPA 口座引落（定期）	12 回	6 回
SEPA 口座引落	6 回	対象外

¹⁷³ CDPI Sgr, “Caratteristiche e scopo del Fondo”, <https://www.cdpsgr.it/social-housing/FIA/caratteristiche-fondo/caratteristiche-scopo-fondo.html>

¹⁷⁴ 農林中金総合研究所「EUにおけるマイクロクレジットの動向」農林金融 2015 年 12 月号 <https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1512re1.pdf>

¹⁷⁵ <https://www.ritmi.org/>

¹⁷⁶ Banca D'Italia, “Testo Unico Bancario, Decreto legislativo 1° settembre 1993, n. 385” <https://www.bancaditalia.it/compiti/vigilanza/intermediari/Testo-Unico-Bancario.pdf>

現金・小切手支払い	12回	6回
利用明細書発行	4回	4回
デビットカード支払い	無制限	無制限
デビットカードの再発行	1回	1回

(出所) イタリア銀行協会(ABI)“Conto di base”

(3) 学校・職域での金融教育

イタリアでは、複数の国際調査を通じて金融リテラシーの不足が指摘されてきた。そこで経済財務省は 2017 年に「金融教育活動の計画と調整のための委員会 (Comitato per la programmazione e il coordinamento delle attività di educazione finanziaria)」を組織し、関係各省、学術機関、業界団体等から成る委員によって、貯蓄、投資、社会保障、保険の分野における国民のリテラシー向上を目標に啓発活動を行っている。具体的には、各種調査を通じたベースラインの把握、活動対象の特定、教育プログラムの計画等が実施されてきた。設立以降、特に金融リテラシーが低いことが把握された若年層、女性、高齢者、自営業者、移民等に対しては、OECD のフレームワーク、ガイドライン等を活用しながら官民連携で知識とスキルの改善を目指すとしている。

こうした動きに呼応し、イタリア銀行協会 (ABI) では金融教育のイニシアチブを強化している。具体的には、若年層向け金融教育イベントの開催、メディアを通じた住宅融資情報提供、高齢者・障がい者向けの金融教育プログラムの実施、高齢者・弱者に向けた金融詐欺被害防止のための啓発活動等を行っている。ABI は、金融教育月間 (Financial Education Month) の取組に積極的に参加し、2025 年もローマで開催されたイベントで金融教育に関する幅広い啓発活動を展開している。

また、イタリア銀行の金融教育は、若者と成人の双方を対象としている。学校向けには、教育省や研究・大学省等と連携し金融リテラシーに関する質的定量分析も行っている¹⁷⁷。Progetto Scuola (学校プロジェクト) は、イタリア全土の学校の子どもたちを対象として、教師はイタリア銀行支店が主催する研修セミナーにボランティアで参加している。教師の研修活動には特別に設計された教育ツールが活用されている。

成人向けの金融教育は、一般向けと特定のグループ向けに分かれている。一般向けのコミュニケーションや啓発キャンペーンは、「金融教育月間」の一環として実施される。特定のグループ向けのプロジェクトは、公共および民間の組織と協力して実施されており、全国ネットワークを活用してイタリア銀行支店と連携している。職域、女性、移民、高齢者、起業家向け等にプロジェクトが作成されている。また、金融仲介業者が現行法に基づき顧客に提供する義務がある主要な銀行商品 (住宅ローン、当座預金口座、消費者信用など) に関する「シンプルガイド」¹⁷⁸を作成している。

イタリア銀行の金融教育ポータル「Economics for Everyone」は、視覚/聴覚障害者も利用可能で、個人財務管理の主な分野 (予算編成、支払い、融資、貯蓄・投資) に関する有用な情報や、経済学や金融の基礎を提供している。

¹⁷⁷ <https://www.bancaditalia.it/compiti/tutela-educazione/educazione-finanziaria/index.html?com.dotmarketing.htmlpage.language=1>

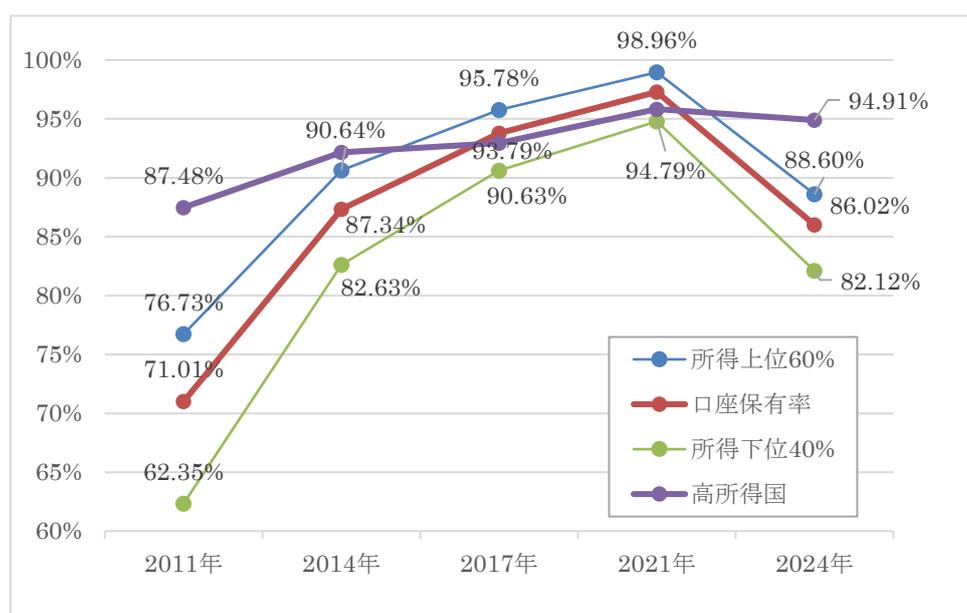
¹⁷⁸ <https://www.bancaditalia.it/pubblicazioni/guide-bi/index.html>

(4) 政策評価と方向性

①金融アクセスの改善

世界銀行の統計¹⁷⁹によると、イタリアの成人 10 万人あたりの銀行支店数は **31.5 店**（2023 年時点）であり、EU の平均（16.7 店）や高所得国の平均（16.0 店）を上回っている。成人 10 万人あたりの ATM 数も **88.8 台**（2023 年時点）で EU の平均（61.5 台）や高所得国の平均（63.4 台）を大幅に上回っている。

図表 30：イタリアにおける成人口座保有率の推移（2011～2024 年）



(注) 15 歳以上の国民の内、金融機関の口座を保有する者、モバイルマネーサービス等を過去 12 カ月以内に利用した者の割合を示す。

(出所) World Bank Global Financial Inclusion Database “Account ownership at a financial institution or with a mobile-money-service provider (% of population ages 15+)”

同様に、銀行口座等の保有状況で見ると、2011 年には成人の 71%しか金融機関の口座を保有しておらず、高所得国の平均（87.5%）を大きく下回っていたが、2017 年・2021 年には高所得国を上回った。所得階層別の統計では、2011 年時点で所得下位 40%は 62.4%、所得上位 60%は 76.7%と所得階層によって口座保有率に大きな差があったが、改善傾向にある。2024 年には 86%と悪化しているように見えるが、Findex はサンプルサイズにより一定の誤差はあり、短期変動の解釈には慎重であるべきとしている。

②個人貯蓄プラン（Piani individuali di risparmio; PIR）

2017 年予算法にて設定された、イタリア版 NISA とも言える個人向け資産形成のための税制優遇制度である。非課税投資枠は年間 3 万ユーロ、上限 15 万ユーロで 5 年間の預入期間が必要とされており、1 人 1 口座のみ開設可能で、相続税と資本税が免除

¹⁷⁹ World Bank, “Automated teller machines (ATMs) (per 100,000 adults)”
World Bank, “Commercial bank branches (per 100,000 adults)”

となる。2021年1月より、新型コロナウイルス感染症拡大による経済対策の一環として、代替 PIR (PIR alternativi) が導入され、預入金額は年間 30 万ユーロ、上限は 150 万ユーロに設定された¹⁸⁰。

(5) 高齢化対策

イタリアの高齢者（65 歳以上）の人口比率は 2024 年 25%と、モナコ（36%）、日本（30%）に次いで世界で 3 番目に高い¹⁸¹。高齢者層は（より若い層との対比で）その高い貯蓄額のゆえに経済を支えるうえでの役割は大きく、しかしその一方で加速する金融市場の複雑化、リスクおよび技術進歩のゆえに最も金融的に脆弱な層でもあるため、高齢者の金融アクセス向上は重要な課題である。

¹⁸⁰ ABI ウェブサイト https://www.abi.it/DOC_Mercati/Finanza/Risparmiogestito-Lineeguida/Risparmiogestito/Infografica-PIR%20V%202021.pdf

¹⁸¹ “World Bank Population Ages 65 and above (% of total population)”
<https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.65UP.TO.ZS>

<出所資料一覧>

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- ・ 日本国外務省
- ・ 欧州銀行監督機構 (EBA)
- ・ 欧州委員会 (EC)
- ・ 欧州中央銀行 (ECB)
- ・ Economist Intelligence Unit
- ・ IMF
- ・ 電子商取引連盟 (Ecommerce Foundation)
- ・ 国際決済銀行 (BIS)
- ・ 世界銀行 (World Bank)

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等ウェブサイト】

- ・ イタリア銀行
- ・ 経済財務省
- ・ 銀行間預金保護基金
- ・ 信用協同組合銀行預金保護基金
- ・ 預託貸付公庫

【論文・雑誌・業界紙】

- ・ 経済企画庁「平成 9 年 年次世界経済報告 金融制度改革が促進する世界経済の活性化」(1997 年 11 月 28 日)
- ・ 澤井豊、鬼頭佐保子「EU：預金保険指令の改正」(預金保険機構『預金保険研究』第十八号、2015 年 12 月)
- ・ 重頭ユカリ(2007)「イタリアの信用協同組合銀行(BCCs)」『農林金融』2007 年 5 月号
- ・ 農林中金総合研究所企画、齋藤百合子、重頭ユカリ著(2010)『欧州の協同組合銀行』日本経済評論社
- ・ 福井龍、中村研二、齋藤成人、八木由香(2005)「イタリアの地域金融と相互保証システム」『日本政策投資銀行地域レポート 14』
- ・ 農林中金総合研究所「EUにおけるマイクロクレジットの動向」農林金融 2015 年 12 月号
- ・ ANSA
- ・ BBC News
- ・ Fortune
- ・ Reuter
- ・ The Street
- ・ Bruno Cova, Patrizio Braccioni and Flavio A. Acerbi “A new milestone in the revolution of the Italian banking sector: the reform of banking foundations”(2015 年 5 月 7 日)
- ・ Bruno Cova, Patrizio Braccioni, Flavio Acerbi & Marc-Alexandre Courtejoie, “The Future of Italian Mutual Banks” (2015 年 3 月 25 日)
- ・ Elena Carletti, Hendrik Hakenes, Isabel Schnabel (2005) “The Privatization of Italian Savings Banks- A Role Model for Germany?” Vierteljahrshefte zur Wirtschaftsforschung: Vol. 74, Europäische Finanzmarktarchitektur, pp. 32-50
- ・ Food and Agriculture Organization of the United States, “Staying in Rome”
- ・ Franchesca Pluchino “Deposit Insurance in Italy: From Italian Banking Law to EU Reforms” (Siclari, D. (Ed.) , “Italian Banking and Financial Law: Crisis Management Procedures, Sanctions, Alternative Dispute Resolution Systems and Tax Rules”, 2015)
- ・ Ivana Catturani, Maria Lucia Stefani “Italian Credit Cooperative Banks” (Karafolas, Simeon (Ed.) , “Credit Cooperative Institutions in European Countries” Springer, 2016)
- ・ Nadège Jassaud “Reforming the Corporate Governance of Italian Banks” (IMF Working Paper、2014 年 9 月)

- ・ Patrizio Messina, Gianrico Giannesi, Raul Rizzozi, Madeleine Horrocks, Emanuela Molinaro and Annalisa Dentoni-Litta “Reform of Italian Cooperative Credit Banks”

【郵政公社・郵貯等】

- ・ ポステ・イタリアーネ ウェブサイト
- ・ バンコ・ポスタ ウェブサイト

【民間金融機関等ウェブサイト】

- ・ インターザ・サンパオロ銀行
- ・ ユニクレディットグループ
- ・ モンテ・デイ・パスキ・デイ・シエナ銀行